

**御宿町第4次障害者計画・
御宿町第6期障害福祉計画・
御宿町第2期障害児福祉計画
(案)**

**令和 年 月
千葉県 御宿町**

(表紙裏 白紙)

はじめに

町長あいさつ文を掲載予定

(白紙)

● ● 目 次 ● ●

第1部 序論	1
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 障害のある人をとりまく現状	7
1 人口・世帯数の推移	7
2 障害や病気によって支援が必要な人の状況	8
3 障害のある人を支える地域環境	14
4 アンケート調査結果の概要	17
5 サービス提供事業所調査結果の概要	29
第2部 第4次障害者計画	33
第1章 第3次計画の振り返りと課題の整理	33
1 御宿町第3次障害者計画の進捗状況	33
2 計画策定における課題・方向性の整理	34
第2章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 計画の基本的視点	38
3 計画の基本目標	39
4 計画の体系	41
第3章 施策の展開	43
基本目標1 障害者福祉サービスの充実	43
基本目標2 保健・医療の充実	56
基本目標3 社会参加・教育環境の充実	61
基本目標4 移動条件・生活環境の整備	67
基本目標5 支援体制の充実	74
第3部 第6期障害福祉計画	81
第1章 第5期計画の振り返り	81
1 御宿町第5期障害福祉計画の進捗状況	81
第2章 第6期計画の基本方針と成果指標	87
1 障害福祉サービス提供体制確保の基本方針	87
2 令和5（2023）年度の成果指標	87
第3章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策	93
1 サービス提供体制整備の基本的な考え方	93

2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策	94
第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	103
1 地域生活支援事業の種類	103
2 必須事業	104
3 任意事業	110
第4部 第2期障害児福祉計画	111
第1章 第1期計画の振り返り	111
1 御宿町第1期障害児福祉計画の進捗状況	111
第2章 第2期計画の基本方針と成果指標	113
1 障害児支援の提供体制確保の基本方針	113
2 令和5（2023）年度の成果指標	113
第3章 障害児福祉サービス等の見込量と確保の方策	115
1 障害児福祉サービスの事業分類	115
2 障害児通所支援等	116
3 障害児相談支援	116
第5部 計画の推進にあたって	117
第1章 計画の円滑な推進の方策	117
1 福祉施策の推進	117
2 サービス提供体制	119
3 進捗管理	119
資料編	121
御宿町障害者計画等策定委員会設置要綱	121

第1部 序論

第1章

計画の概要

(中表紙裏 白紙)

第1部 序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

御宿町（以下「本町」）では、障害のある人とない人が共に生きることを通じて、障害や障害のある人への理解を深めていくため、交流や啓発を図るとともに、これからの中社会を担う子どもたちの意識形成に力を注ぎ、すべての障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を推進してきました。

現在、障害者福祉にかかる施策や事業について、「御宿町第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、様々な立場の人たちが互いの違いを認め合い、支え合う、より成熟した地域社会を目指し取組を進めているところです。今後、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など地域環境の変化が続くことが予想される中、これまでの施策、事業を継続するとともに、福祉ニーズの多様化に対応した新たな取組も求められます。

そうした中、令和2（2020）年度末に「御宿町第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、令和3（2021）年度を初年度とする「御宿町第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」）を新たに策定します。

本計画では、これまでの基本的な考え方を継承しつつ、本町における障害のある人をとりまく現状と課題を踏まえ、今後の障害福祉施策の基本的方向と施策の展開について定めます。また、それぞれの根拠法に定められたサービス及び事業の見込み量、その確保方策を明らかにし、サービス等の提供体制のさらなる充実を図ります。

(2) 近年の動向

障害者優先調達推進法 (平成 24 年 6 月 27 日施行)	<input type="radio"/> 国や地方公共団体などは、策定した調達方針に基づき、障害者就労施設などから優先的に物品などを調達するよう努める
障害者虐待防止法 (平成 24 年 10 月 1 日施行)	<input type="radio"/> 障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 <input type="radio"/> 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務づけ
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	<input type="radio"/> 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 <input type="radio"/> 制度の谷間のない支援の提供（難病） <input type="radio"/> 障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 (平成 26 年 1 月 20 日批准承認)	<input type="radio"/> 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
障害者差別解消法 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	<input type="radio"/> 障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 <input type="radio"/> 合理的配慮の提供※1
障害者雇用促進法の一部を改正する法律 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	<input type="radio"/> 障害者に対する差別の禁止 <input type="radio"/> 合理的配慮の提供義務 <input type="radio"/> 法定雇用率の算定基礎の見直し（算定基礎に精神障害者を加える）
成年後見制度利用促進法 (平成 28 年 5 月 13 日施行)	<input type="radio"/> 成年後見制度※2利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)	<input type="radio"/> 障害者、難病※3患者、がん患者などの活躍支援 <input type="radio"/> 地域共生社会※4の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 (平成 28 年 8 月 1 日施行)	<input type="radio"/> 発達障害※5者支援地域協議会の設置 <input type="radio"/> 発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	<input type="radio"/> 自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） <input type="radio"/> 就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） <input type="radio"/> 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 <input type="radio"/> 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務づけ） <input type="radio"/> 医療的ケアを要する障害児に対する支援 <small>（平成 28 年 6 月 3 日施行）</small>

※1 役所や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。

※2 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

※3 ①原因不明、治療方針未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある疾病。

②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

※4 制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※5 発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。

図表 (参考) 合理的配慮

<p>合理的配慮は、障害者差別解消法で定められた規定。</p> <p>役所や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」とい、それをしないことが差別にあたる。</p>	
内閣府「合理的配慮等具体例データ集（全般）」	
○代表的な合理的配慮	×不当な差別的取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1. 困っていると思われる時は、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する 2. 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする 3. 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする 4. 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる 5. 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末等）等を活用する 6. 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する 7. 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する 8. 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する 9. 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等に書く、絵カードを活用する等して示すようにする 10. お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す 11. 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由に窓口対応を拒否する 2. 障害を理由に対応の順序を後回しにする 3. 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む 4. 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む 5. 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする 6. 「障害者不可」「障害者お断り」と表示・広告する 7. 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり、評価に差をつける 8. 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

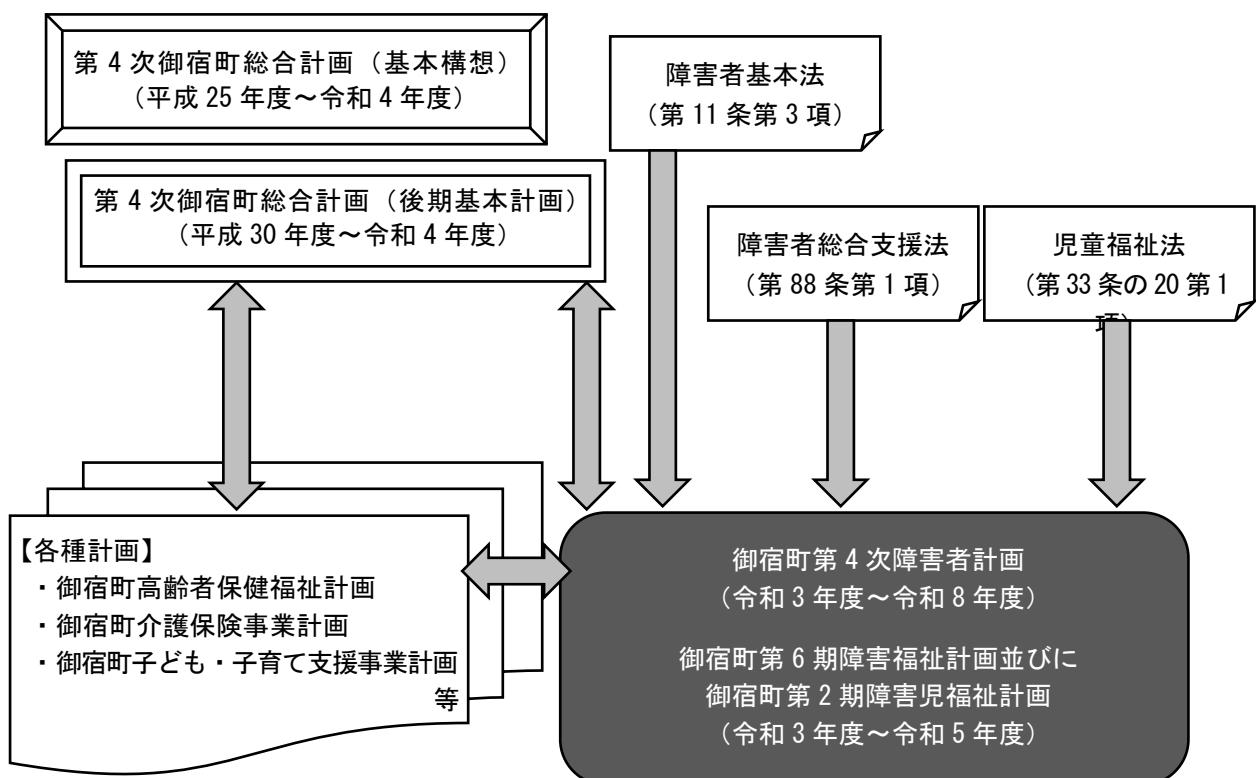
本計画は、「障害者基本法^{*6}第11条第3項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法^{*7}第88条第1項の規定による市町村障害福祉計画、児童福祉法^{*8}第33条の20第1項の規定による市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）第23条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」についても、本計画の中に位置づけます。

(2) 各種計画との関係

本計画は、御宿町のまちづくりの最上位計画である「第4次御宿町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

図表 計画の位置づけ



*6 障害者の自立及び社会参加支援などのため、基本的理念、国・地方公共団体などの責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする法律。

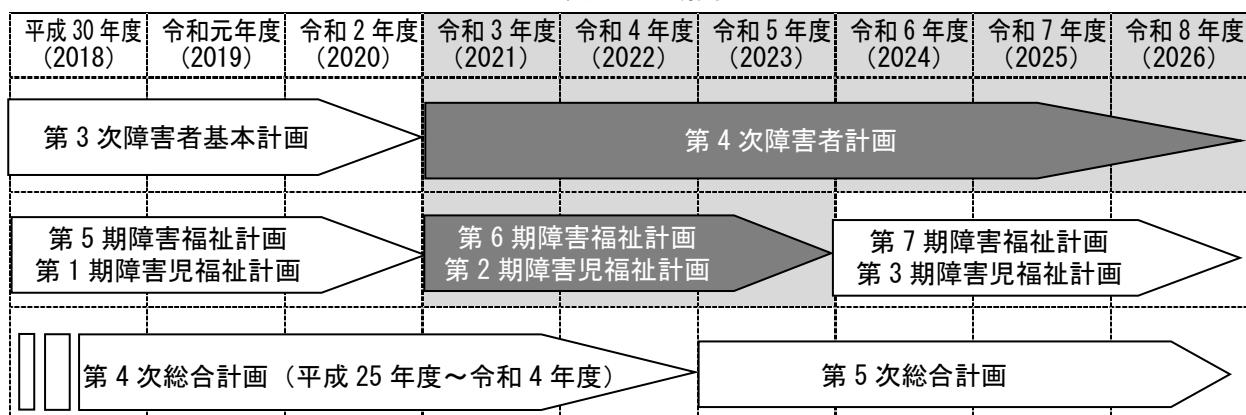
*7 地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を講ずる法律。

*8 児童福祉を保障するため、児童が持つべき権利の保障や支援が定められた法律。平成28年5月改正で、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられた。

3 計画期間

御宿町第4次障害者計画の期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、御宿町第6期障害福祉計画及び御宿町第2期障害児福祉計画の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を実施するとともに、福祉サービスの利用状況や課題、サービス提供事業者の意向等を把握するため、サービス提供事業所に対してヒアリングシートを配付し、調査を行いました。

また、医療関係者や地域福祉関係者、障害者団体関係者、障害福祉関係者、行政機関関係者等により構成する「御宿町障害者計画等策定委員会」において、計画内容の協議を行いました。

その他、令和3（2021）年1月8日よりパブリックコメント^{※9}を実施し、住民の皆さまから意見の募集を行いました。

※9 町の重要な政策等の形成過程において、広く町民の意見、提案等を聴き、その意見等を政策等についての意思決定に反映させる制度です。町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町の町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参画を促進することにより、町民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

(白紙)

第2章

障害のある人をとりまく現状

(中表紙裏 白紙)

第2章 障害のある人をとりまく現状

1 人口・世帯数の推移

住民基本台帳における本町の令和2(2020)年3月末の総人口は7,364人です。総人口は減少が続いている、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、460人(5.9%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は76人(13.8%)、生産年齢人口は503人(13.8%)減少、老人人口は119人(3.3%)増加しており、高齢化が進行している状態といえます。

次に世帯数をみると、平成27(2015)年以降おおむね横ばいで推移しており、令和2(2020)年3月末には3,680世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向であり、令和2(2020)年には2.00人となっています。

図表 総人口・年齢3区分別人口の推移

単位：上段(人)/下段(%)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	7,824	7,775	7,655	7,566	7,505	7,364
年少人口(15歳未満)	549	543	519	506	499	473
構成比	7.0	7.0	6.8	6.7	6.6	6.4
生産年齢人口(15歳～64歳)	3,661	3,548	3,428	3,327	3,235	3,158
構成比	46.8	45.6	44.8	44.0	43.1	42.9
老人人口(65歳以上)	3,614	3,684	3,708	3,733	3,771	3,733
構成比	46.2	47.4	48.4	49.3	50.2	50.7

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。(以下同様) 資料：「住民基本台帳」各年3月末現在

図表 世帯数・1世帯あたりの人員の推移

単位：(世帯)/(人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
世帯数	3,661	3,672	3,672	3,666	3,695	3,680
1世帯あたりの人員	2.14	2.12	2.08	2.06	2.03	2.00

資料：「住民基本台帳」各年3月末現在

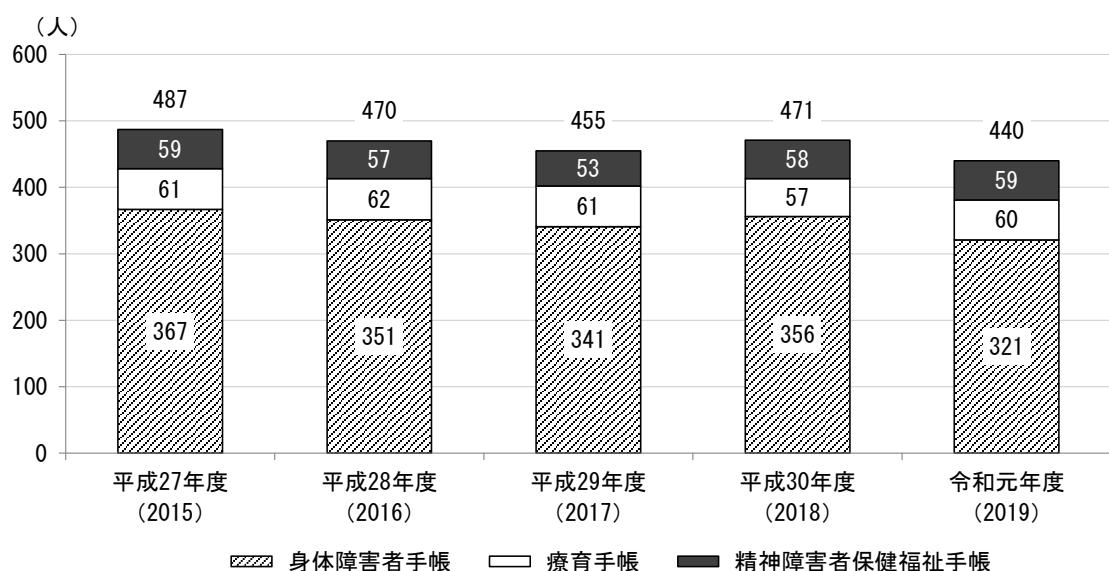
2 障害や病気によって支援が必要な人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

御宿町の障害者手帳所持者数は増減しながら推移し、令和元（2019）年度末時点は440人です。

障害者手帳所持者数の内訳をみると、令和元（2019）年度末の各手帳の所持者数は、身体障害者手帳^{※10}が321人、療育手帳^{※11}が60人、精神障害者保健福祉手帳^{※12}が59人となっており、平成27（2015）年度と比較すると、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいとなっています。

図表 障害者手帳所持者数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
障害者手帳所持者	487	470	455	471	440
身体障害者手帳	367	351	341	356	321
療育手帳	61	62	61	57	60
精神障害者保健福祉手帳	59	57	53	58	59

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

※10 身体に一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。

※11 一定以上の知的障害がある人に対し、申請に基づいて障害の程度を判定し、都道府県の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。

※12 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢区別別の推移

年齢区分別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年齢区分において増減しながら推移しており、令和元（2019）年度の所持者数は18歳未満が1人、18歳～64歳が62人、65歳以上が258人と8割が高齢者となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：上段（人）/下段（%）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障害者手帳所持者	367	351	341	356	321
18歳未満	3	4	2	2	1
構成比	0.8	1.1	0.6	0.6	0.3
18歳～64歳	74	62	71	73	62
構成比	20.2	17.7	20.8	20.5	19.3
65歳以上	290	285	268	281	258
構成比	79.0	81.2	78.6	78.9	80.4

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

② 等級別の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の5年間で重度（1級・2級）は150～180人台、中度（3級・4級）は100人前半、軽度（5級・6級）は30～40人台でそれぞれ推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：上段（人）/下段（%）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障害者手帳所持者	367	351	341	356	321
重度	1級	128	121	115	118
	構成比	34.9	34.5	33.7	33.1
	2級	54	53	47	49
	構成比	14.7	15.1	13.8	13.8
中度	3級	54	48	50	53
	構成比	14.7	13.7	14.7	14.9
	4級	86	86	90	95
	構成比	23.4	24.5	26.4	26.7
軽度	5級	16	17	16	17
	構成比	4.4	4.8	4.7	4.8
	6級	29	26	23	24
	構成比	7.9	7.4	6.7	6.7

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

③ 障害別の推移

障害別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度の 5 年間で音声・言語・そしゃく機能障害は増加傾向、聴覚障害、肢体不自由※13、呼吸機能は減少傾向、その他の部位ではおおむね横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移（障害別）

単位：上段（人）/下段（%）

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障害者手帳所持者		367	351	341	356	321
視覚障害		27	27	22	25	26
構成比		7.4	7.7	6.5	7.0	8.1
平聴 聴覚 機能 障害	聴覚	35	31	29	27	23
	構成比	9.5	8.8	8.5	7.6	7.2
	平衡機能	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害		5	4	5	8	9
構成比		1.4	1.1	1.5	2.2	2.8
肢体不自由		178	173	169	167	147
構成比		48.5	49.3	49.6	46.9	45.8
内部 障害	心臓機能	68	58	59	65	64
	構成比	18.5	16.5	17.3	18.3	19.9
	腎臓機能	31	33	32	34	29
	構成比	8.4	9.4	9.4	9.6	9.0
	呼吸器機能	6	4	3	3	2
	構成比	1.6	1.1	0.9	0.8	0.6
	直腸機能	17	19	22	26	20
	構成比	4.6	5.4	6.5	7.3	6.2
	小腸機能	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	免疫機能	0	2	0	1	1
	構成比	0.0	0.6	0.0	0.3	0.3
	肝臓機能	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

※13 身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

④ 種類別・等級別の状況

令和元（2019）年度末時点の種類別・等級別の身体障害者手帳所持者数の状況をみると、内部障害の1級の方が71人で最も多く、次いで肢体不自由の4級の方が46人、肢体不自由の1級の方が33人となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移の状況（種類別・等級別）

単位：（人）

	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	8	8	0	2	8	0	26
聴覚・平衡機能障害	0	7	2	3	0	11	23
音声・言語・そしゃく機能障害	0	2	4	3	0	0	9
肢体不自由	33	23	26	46	9	10	147
内部障害	71	0	15	30	0	0	116
合計	112	40	47	84	17	21	321

資料：「御宿町 保健福祉課」令和元（2019）年度末現在

（3）療育手帳所持者の状況

① 年齢区分別の推移

年齢別に療育手帳所持者数の推移をみると、18歳未満は増減をしながら推移し、18歳～64歳は横ばい、65歳以上は減少傾向となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：上段（人）/下段（%）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
療育手帳所持者	61	62	61	57	60
18歳未満	11	12	11	8	11
構成比	18.0	19.4	18.0	14.0	18.3
18歳～64歳	43	44	44	44	44
構成比	70.5	71.0	72.1	77.2	73.3
65歳以上	7	6	6	5	5
構成比	11.5	9.7	9.8	8.8	8.3

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

② 障害程度別の推移

障害程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、A（最重度～重度）、B（中度～軽度）とも年度により増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

図表 療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：上段（人）/下段（%）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
療育手帳所持者	61	62	61	57	60
A（最重度～重度）	28	30	29	25	29
構成比	45.9	48.4	47.5	43.9	48.3
B（中度～軽度）	33	32	32	32	31
構成比	54.1	51.6	52.5	56.1	51.7

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 年齢区別の推移

年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、18歳未満は5年間所持者がいない状態で推移し、18歳～64歳は横ばい、65歳以上は増減しながら推移しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：上段（人）/下段（%）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
精神障害者保健福祉手帳所持者	59	57	53	58	59
18歳未満	0	0	0	0	0
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18歳～64歳	46	46	44	45	45
構成比	78.0	80.7	83.0	77.6	76.3
65歳以上	13	11	9	13	14
構成比	22.0	19.3	17.0	22.4	23.7

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

② 等級別の推移

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の5年間で1級（重度）は平成28（2016）年度をピークに減少、2級（中度）は増減しながら推移、3級（軽度）は増加傾向となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

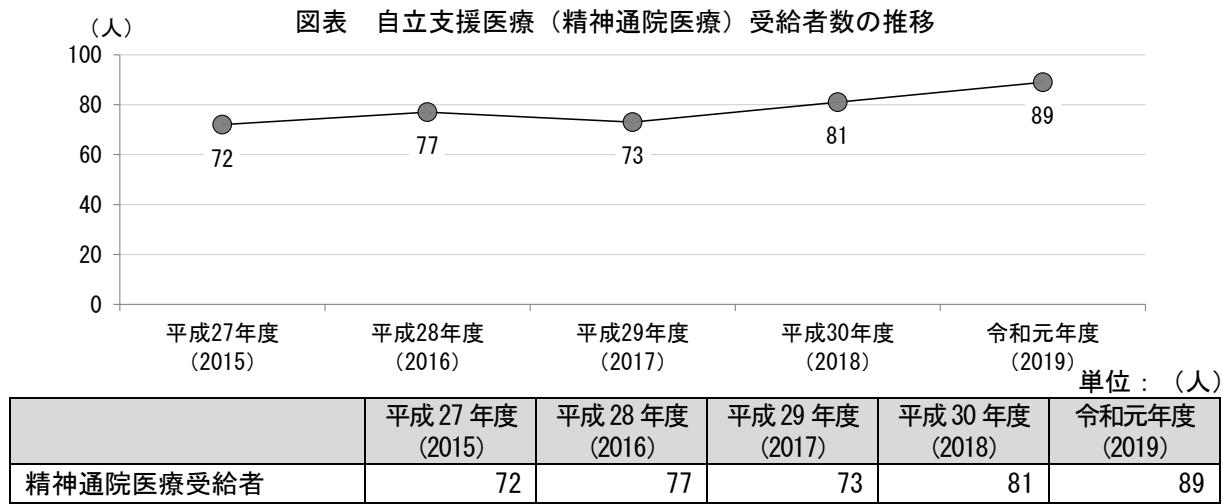
単位：上段（人）/下段（%）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
精神障害者保健福祉手帳所持者	59	57	53	58	59
1級（重度）	10	11	10	9	6
構成比	16.9	19.3	18.9	15.5	10.2
2級（中度）	39	36	32	35	35
構成比	66.1	63.2	60.4	60.3	59.3
3級（軽度）	10	10	11	14	18
構成比	21.3	20.4	20.8	24.1	30.5

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

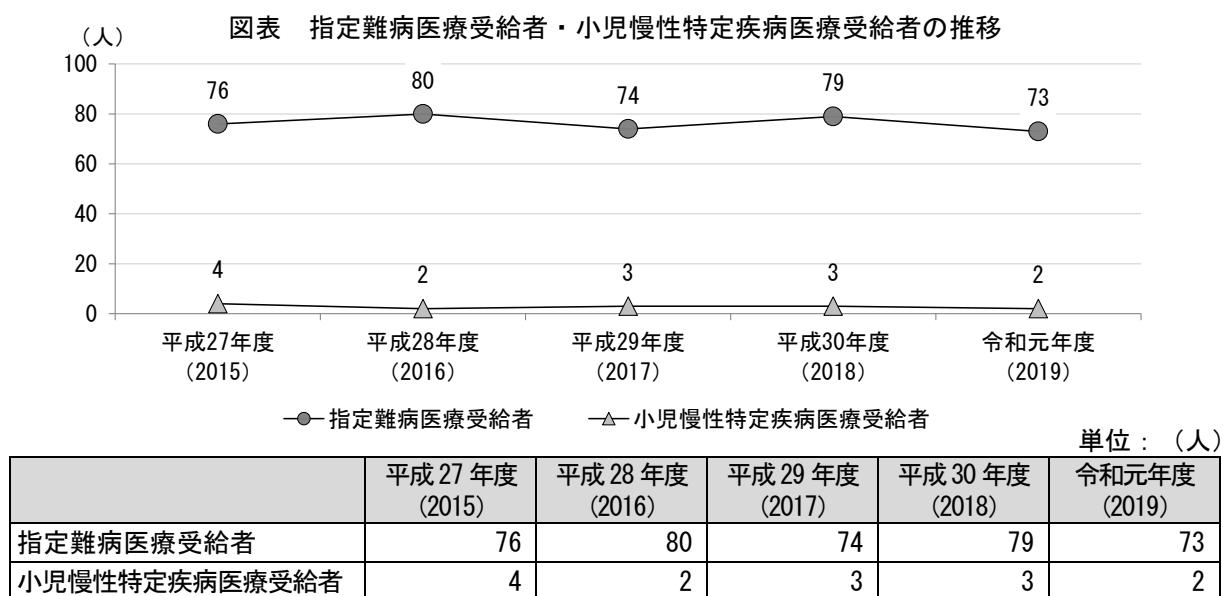
(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

令和元（2019）年度末時点の自立支援医療^{※14}（精神通院医療）受給者数は89人となっています。平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の推移をみると、増加傾向で推移しており、受給者の平均人数は78.4人となっています。



(6) 指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者の推移

難病患者等の推移をみると、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者とともに増減しながら推移し、令和元（2019）年度末時点では、指定難病医療受給者が73人、小児慢性特定疾病医療受給者が2人となっています。



^{※14} 障害にかかる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。

3 障害のある人を支える地域環境

(1) 保育・教育体制

御宿町では令和2(2020)年度5月1日時点で1か所の障害児保育施設（認定こども園）があり、希望者がいる場合は随時受け入れ可能な体制を整えています。

また、特別支援学級^{※15}は小学校、中学校にそれぞれ設置しており、障害児一人ひとりに応じた教育を行っています。

このほか、必要に応じて町外の特別支援学校^{※16}に通学している児童生徒もいます。

図表 障害児保育施設数の推移

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認定こども園	1	1	1	1	1	1

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度5月1日現在

図表 特別支援学級の状況・推移

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
小学校*						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	2	2
特別支援学級数	4	4	4	3	3	3
特別支援学級児童数	10	11	9	8	11	11
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	1	1	1	1	1	1
特別支援学級数	2	2	2	2	1	2
特別支援学級生徒数	7	5	3	2	1	2

*小学校の実績には、いすみ市との学校組合立小学校1校を含む。

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度5月1日現在

図表 特別支援学校の状況

学校名	学級数	児童生徒数
千葉県立夷隅特別支援学校	14	52

資料：「御宿町 保健福祉課」令和2(2020)年度5月1日現在

※15 小学校、中学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級。

※16 障害を持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校。

(2) 雇用状況

ハローワークいすみ（茂原公共職業安定所いすみ出張所）管内における障害者雇用状況※の推移をみると、新規求職申込件数の合計は平成30（2018）年度以降減少しており、令和元（2019）年度には28件となっています。

また、就職件数の合計は平成30（2018）年度まで増加していましたが、令和元（2019）年度には減少し17件となっています。

図表 ハローワークいすみ管内の年度別新規求職・就職状況の推移

単位：(件)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
合計	新規求職申込件数	70	61	70	50	28
	就職件数	37	38	39	40	17
障害者	新規求職申込件数	23	26	24	16	9
	就職件数	12	10	9	14	4
障害的	新規求職申込件数	13	8	16	8	4
	就職件数	6	4	6	4	2
等障害者	新規求職申込件数	34	27	30	26	15
	就職件数	19	24	24	22	11

※ 緊急雇用、短期雇用等を含む（退職後再就職等の重複者数） 資料：「ハローワークいすみ」各年度末現在

※ 実績値は管内（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）の合計

(3) 相談・支援体制

御宿町の障害に関する窓口業務や相談については、令和2（2020）年4月1日時点では主に2か所で実施しています。

図表 相談体制の状況

窓口・機関	備考
御宿町役場保健福祉課	
いすみ地域活動支援センター レインボー	地域活動支援センター事業委託

資料：「御宿町 保健福祉課」令和2（2020）年4月1日現在

(4) 障害福祉サービスの利用状況

① 障害福祉サービス利用者の推移

障害福祉サービスなどを利用する支給決定者、利用者は増加が続いており、令和元（2019）年度には支給決定者は81人、利用者は79人となっています。

平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の利用割合の平均は97.5%となっています。

図表 障害福祉サービス利用者の推移

単位：(人) / (%)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
支給決定者数 (A)	59	66	73	81	81
サービス利用者数 (B)	58	64	72	78	79
利用割合 (B) / (A)	98.3	97.0	98.6	96.3	97.5

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度末現在

② 障害福祉サービス利用状況の比較

令和元（2019）年度の本町における障害福祉サービスの利用人数をみると、計画相談、生活介護、就労継続支援B型の利用が上位に挙がっています。

また、手帳所持者数に占める利用割合をみると、計画相談、共同生活援助、生活介護、居宅介護、障害児相談支援、就労継続支援B型、施設入所支援の割合が全国と比較して1ポイント以上上回っている状況です。

図表 障害福祉サービス利用状況の比較（令和元（2019）年度）

単位：（人） / (%)

区分	サービス	利用人数		手帳所持者に占める利用割合	
		御宿町	全国	御宿町	全国
訪問系	居宅介護	17	182,761	3.9	1.8
	重度訪問介護	1	11,446	0.2	0.1
	同行援護	3	25,985	0.7	0.3
	行動援護	0	11,439	0.0	0.1
	重度障害者等包括支援	0	32	0.0	0.0
日中活動系	生活介護	23	287,068	5.2	2.9
	自立訓練（機能訓練）	0	2,329	0.0	0.0
	自立訓練（生活訓練）	3	12,498	0.7	0.1
	就労移行支援	1	34,045	0.2	0.3
	就労継続支援A型※17	0	71,214	0.0	0.7
	就労継続支援B型※17	20	265,130	4.5	2.7
	就労定着支援	0	9,527	0.0	0.1
	療養介護	1	20,751	0.2	0.2
居住系	短期入所	7	57,075	1.6	0.6
	自立生活援助	0	781	0.0	0.0
	共同生活援助	17	127,525	3.9	1.3
相談支援	施設入所支援	11	128,192	2.5	1.3
	計画相談支援	57	172,955	13.0	1.7
	地域移行支援	0	731	0.0	0.0
児童	地域定着支援	0	3,379	0.0	0.0
	児童発達支援	1	111,792	0.2	1.1
	居宅訪問型児童発達支援	0	107	0.0	0.0
	医療型児童発達支援	0	1,986	0.0	0.0
	放課後等デイサービス	9	226,610	2.0	2.3
	保育所等訪問支援	3	6,166	0.7	0.1
	障害児相談支援	11	55,515	2.5	0.6

※利用人数は年度の平均値/手帳所持者は「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者の合計

資料：御宿町実績 「御宿町 保健福祉課」

全国実績 「内閣府 令和2版障害者白書」

「厚生労働省 障害福祉サービス等の利用状況について」

※17 一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行なう障害福祉サービス。雇用型（A型）と非雇用型（B型）がある。

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的と実施概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、アンケート調査を行いました。

② 実施概要

- 調査対象：御宿町在住の障害者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方及び町外の施設等に入所し御宿町の福祉サービスを継続して利用されている方を対象にしています
- 調査期間：令和2（2020）年7月～令和2（2020）年8月
- 調査内容：1. 性別・年齢、障害などの状況について
2. 家族などについて
3. 住まいや暮らしについて
4. 日中活動や就労について
5. 障害福祉サービス等の利用について
6. 相談相手・情報入手について
7. 社会参加について
8. 権利擁護^{※18}について
9. 災害時の避難等について
10. 療育・教育について
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 配付・回収：

種 別	配付数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート調査	447 票	257 票	57.5%

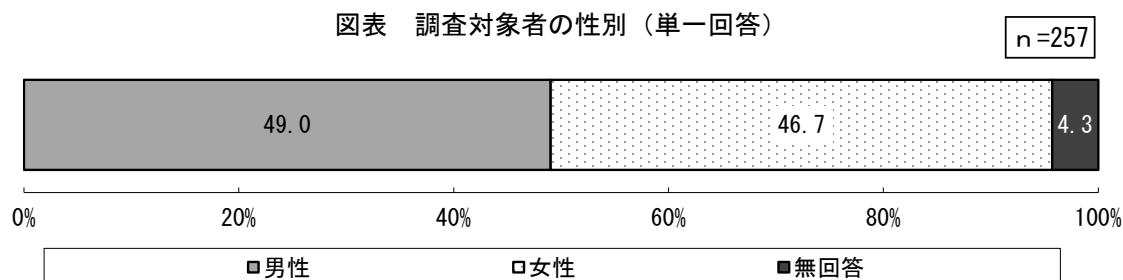
※18 意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

(2) 調査対象者について

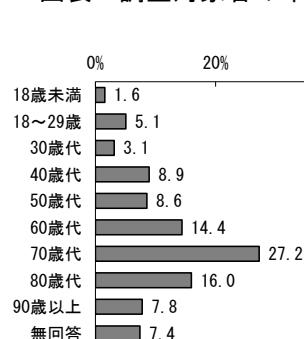
- ◎ 対象者の性別は、「男性」が49.0%、「女性」が46.7%となっています。
- ◎ 対象者の年齢は、「70歳代」が27.2%で最も多く、次いで「80歳代」が16.0%、「60歳代」が14.4%となっています。
- ◎ 身体障害者手帳の所持状況は、「1級」が26.1%で最も多く、次いで「4級」、「持っていない」が18.3%となっています。
- ◎ 療育手帳の所持状況は、「持っていない」が61.5%で最も多く、次いで「Bの1」が3.1%、「Bの2」が2.7%となっています。
- ◎ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況は、「持っていない」が64.2%で最も多く、次いで「2級」が10.1%、「3級」が2.7%となっています。

【問1・2・5・7・8】

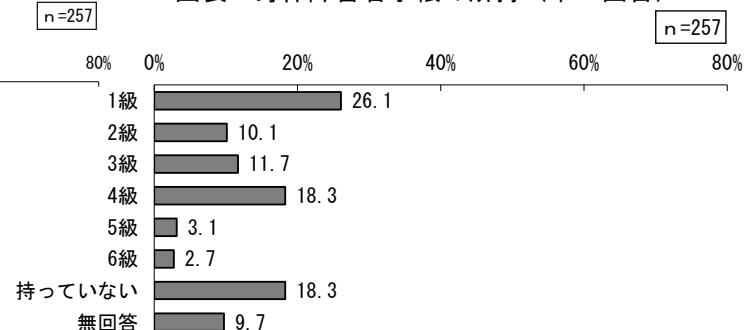
図表 調査対象者の性別（単一回答）



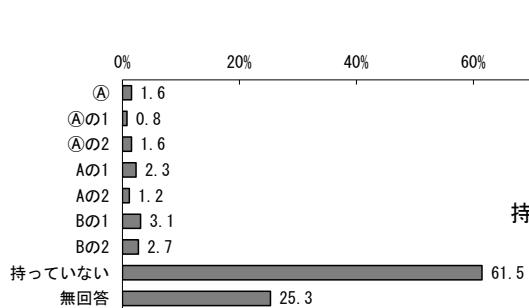
図表 調査対象者の年齢（数値回答）



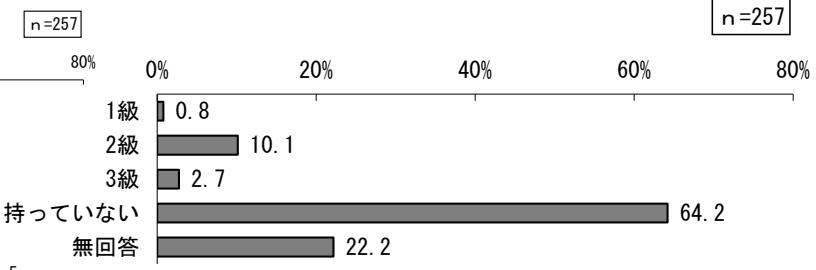
図表 身体障害者手帳の所持（単一回答）



図表 療育手帳の所持（単一回答）



図表 精神障害者保健福祉手帳の所持（単一回答）

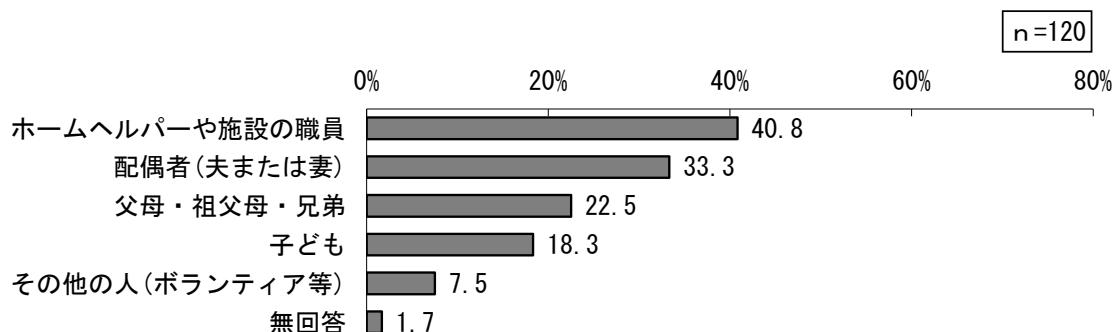


(3) 家族などについて

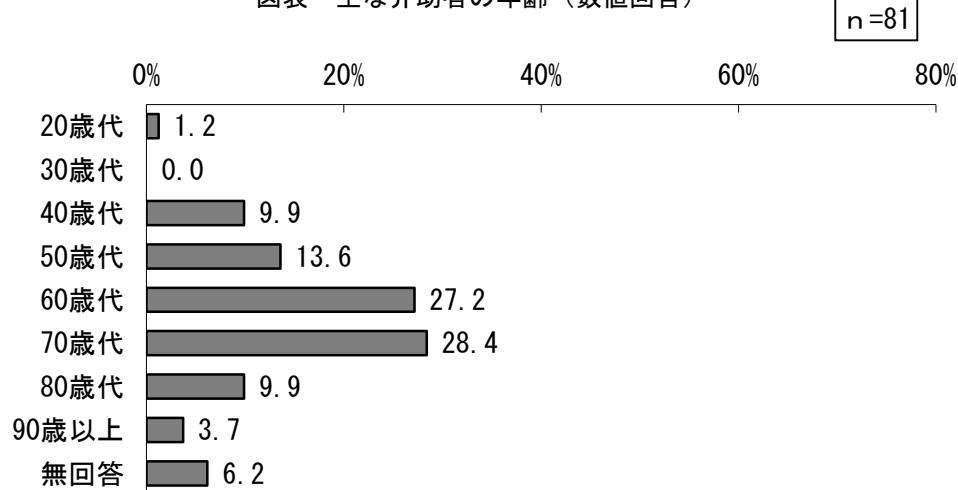
- ◎ 日常生活において介助が必要と回答した方 (n=120) の主な介助者は、「ホームヘルパーや施設の職員」が 40.8%で最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 33.3%、「父母・祖父母・兄弟」が 22.5%となっています。
- ◎ 配偶者など身内が主な介助者となっている方 (n=81) の主な介助者の年齢は、「70歳代」が 28.4%で最も多く、次いで「60歳代」が 27.2%、「50歳代」が 13.6%となっています。
- ◎ 配偶者など身内が主な介助者となっている方 (n=81) の主な介助者の性別は、「男性」が 34.6%、「女性」が 61.7%となっています。

【問15・問16①・②】

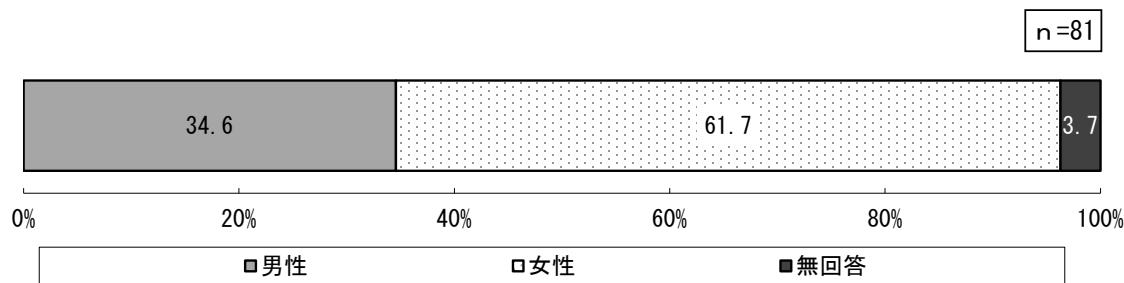
図表 主な介助者（複数回答）



図表 主な介助者の年齢（数値回答）



図表 主な介助者の性別（単一回答）

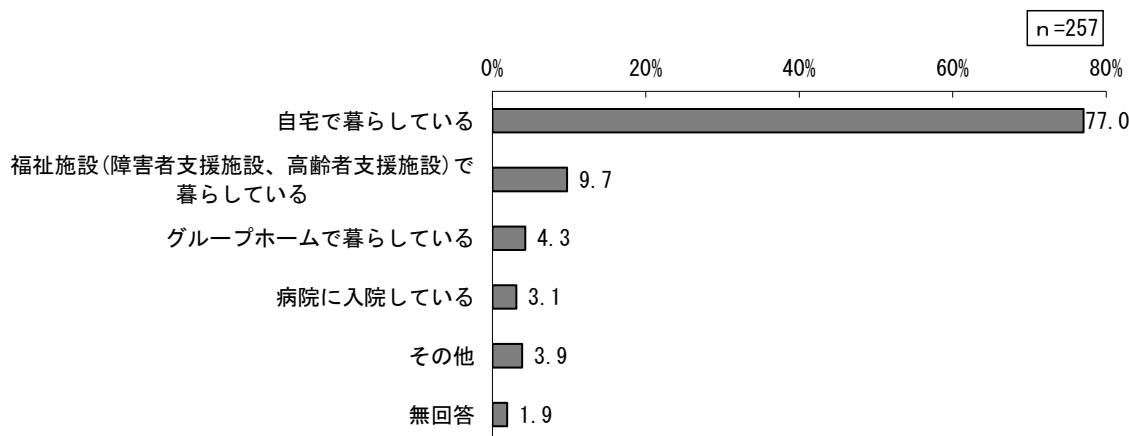


(4) 住まいや暮らしについて

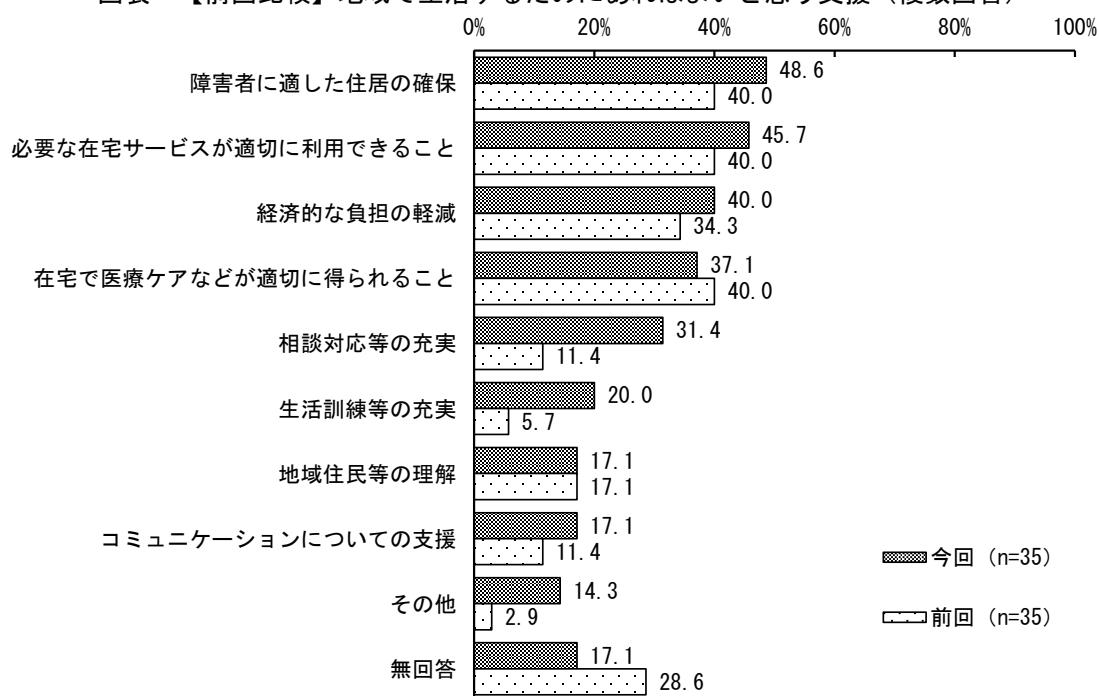
- ◎ 暮らしている場所は、「自宅で暮らしている」が 77.0%で最も多く、次いで「福祉施設で暮らしている」が 9.7%、「グループホームで暮らしている」が 4.3%となっています。
- ◎ 福祉施設などで生活している方 (n=35) の地域で生活するためにあればよいと思う支援は、「障害者に適した住居の確保」が 48.6%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 45.7%、「経済的な負担の軽減」が 40.0%となっています。前回調査と比較すると「相談対応等の充実」が 20.0 ポイント、「生活訓練等の充実」が 14.3 ポイント増加しています。

【問 17・19】

図表 暮らしている場所（単一回答）



図表 【前回比較】地域で生活するためにあればよいと思う支援（複数回答）



(5) 日中活動や就労について

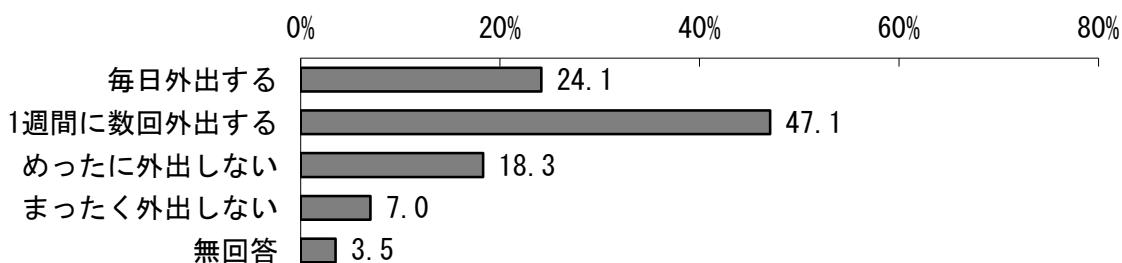
① 外出について

- ◎ 1週間の外出頻度は、「1週間に数回外出する」が47.1%で最も多く、次いで「毎日外出する」が24.1%、「めったに外出しない」が18.3%となっています。
- ◎ 普段外出することがある方(n=230)の外出の際に困っていることは、「公共交通機関が少ない」が36.5%で最も多く、次いで「道路や道に階段や段差が多い」が29.6%、「外出にお金がかかる」が20.9%となっています。前回調査と比較すると、「道路や駅に階段や段差が多い」が6.8ポイント減少しています。

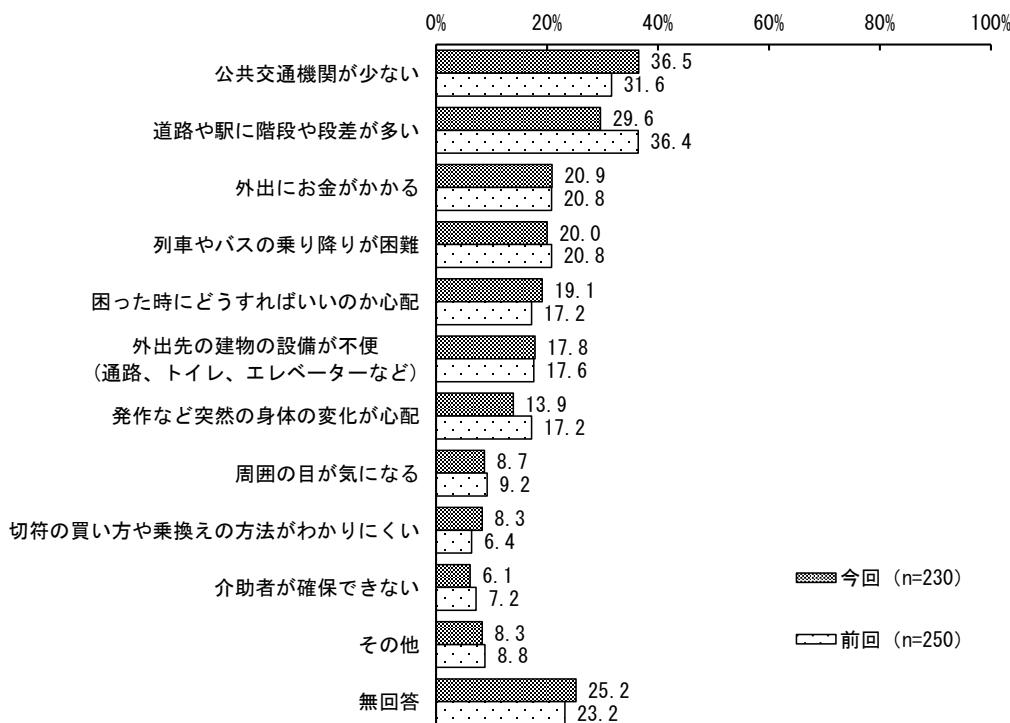
【問20・23】

図表 1週間の外出頻度（単一回答）

n=257



図表 【前回比較】外出の際に困ること（複数回答）



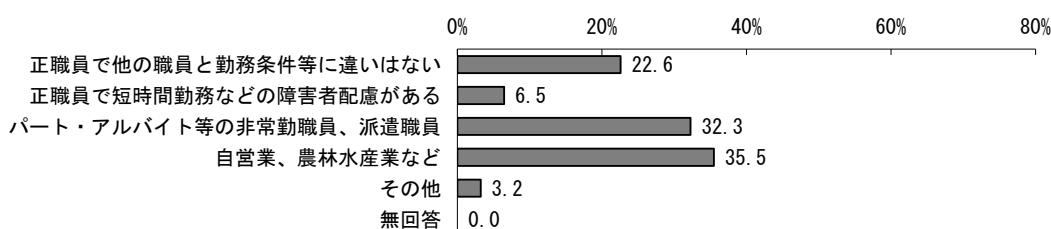
② 就労について

- ◎ 現在、就労している方 (n=31) の勤務形態は、「自営業、農林水産業など」が 35.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 32.3%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 22.6%となっています。
- ◎ 18 歳～64 歳で現在、就労していない方 (n=57) の今後の就労意向は、「仕事をしたい」が 33.3%、「仕事はしたくない（できない）」が 50.9%となっています。
- ◎ 就労支援として必要だと思うことは、「職場の障害者理解」が 28.0%で最も多く、次いで「通勤手段の確保」が 24.1%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 23.3%となっています。前回調査と比較すると、「通勤手段の確保」が 5.3 ポイント増加しています。

【問 25・26・28】

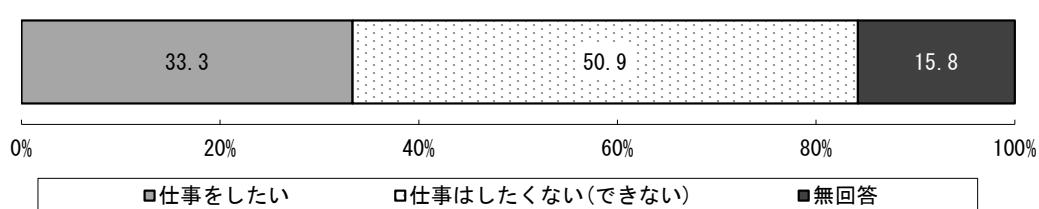
図表 勤務形態（単一回答）

n=31



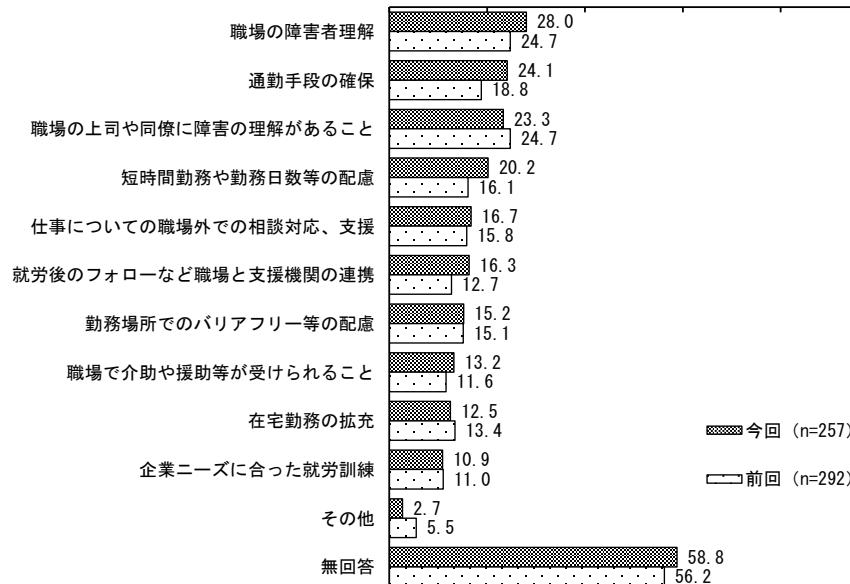
図表 今後の就労移行（単一回答）

n=57



図表 【前回比較】就労支援として必要だと思うこと（複数回答）

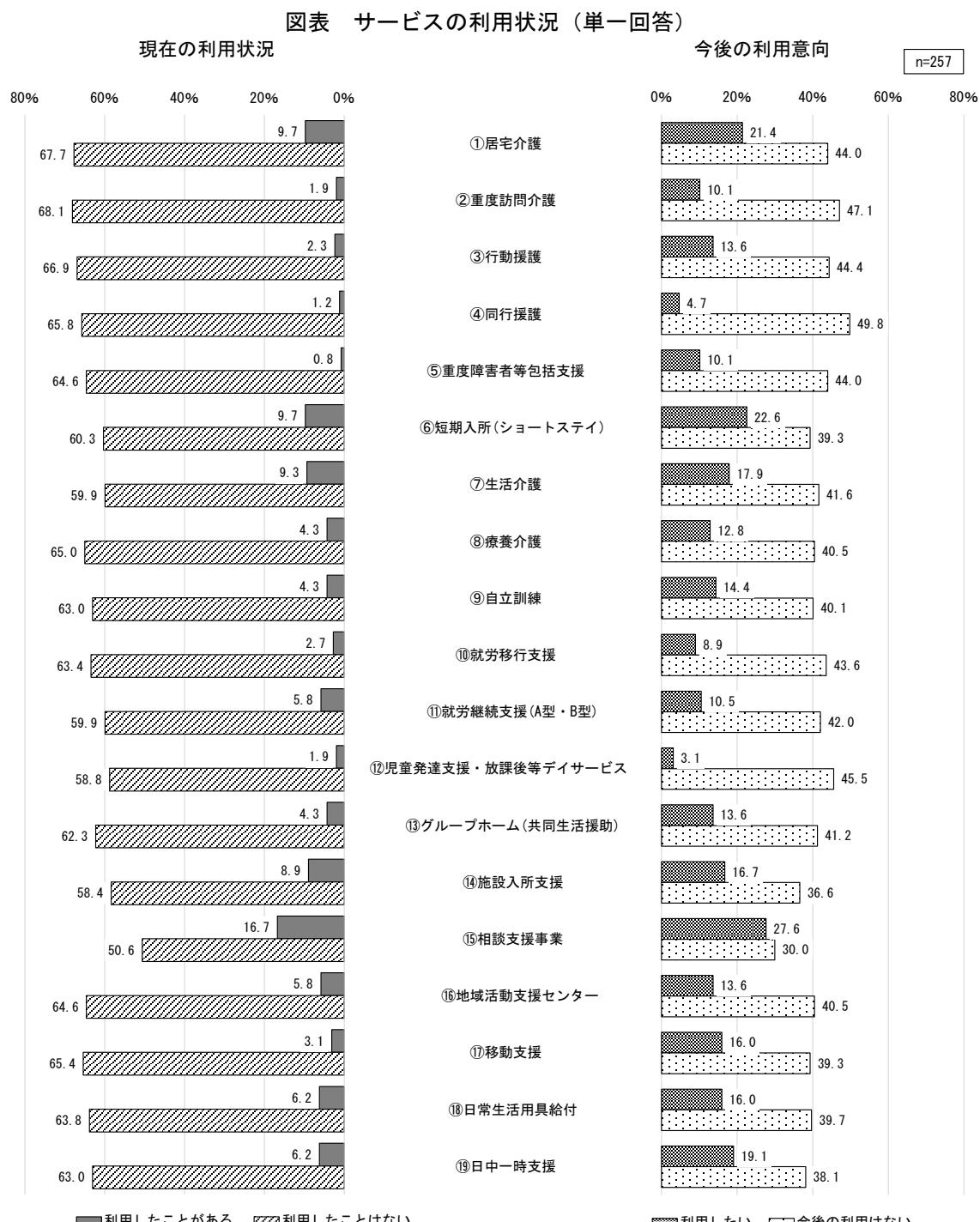
0% 20% 40% 60% 80% 100%



(6) 障害福祉サービス等の利用について

- ◎ 「利用したことがある」サービスについては、「⑯相談支援事業」が16.7%で最も多く、「利用したことはない」サービスについては、「②重度訪問介護」が68.1%で最も多くなっています。
- ◎ 今後「利用したい」サービスについては、「⑯相談支援事業」が27.6%で最も多く、「今後の利用はない」サービスについては、「④同行援護」が49.8%で最も多くなっています。

【問29】

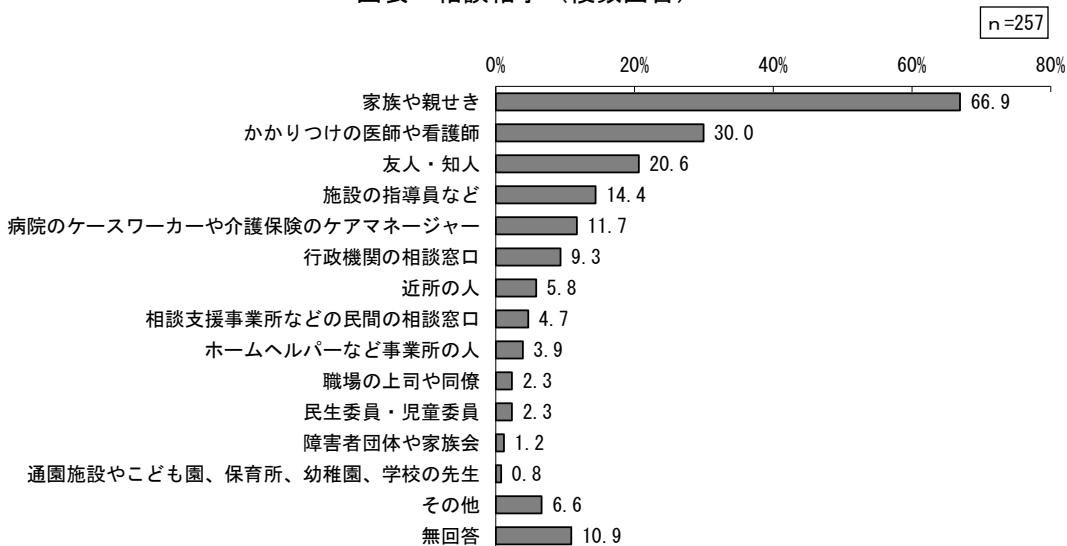


(7) 相談相手・情報入手について

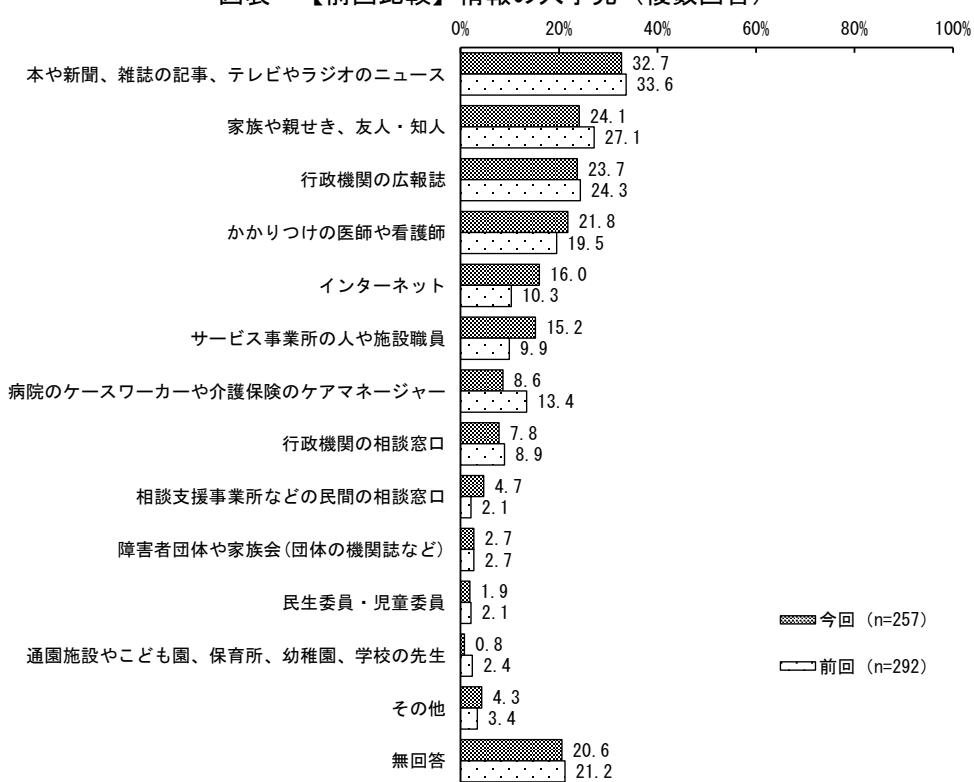
- ◎ 相談相手は、「家族や親せき」が 66.9%で最も多く、次いで「かかりつけ医師や看護師」が 30.0%、「友人・知人」が 20.6%となっています。
- ◎ 情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 32.7%で最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 24.1%、「行政機関の広報紙」が 23.7%となっています。前回調査と比較すると、「インターネット」が 5.7 ポイント、「サービス事業所の人や施設職員」が 5.3 ポイント増加しています。

【問 30・31】

図表 相談相手（複数回答）



図表 【前回比較】情報の入手先（複数回答）

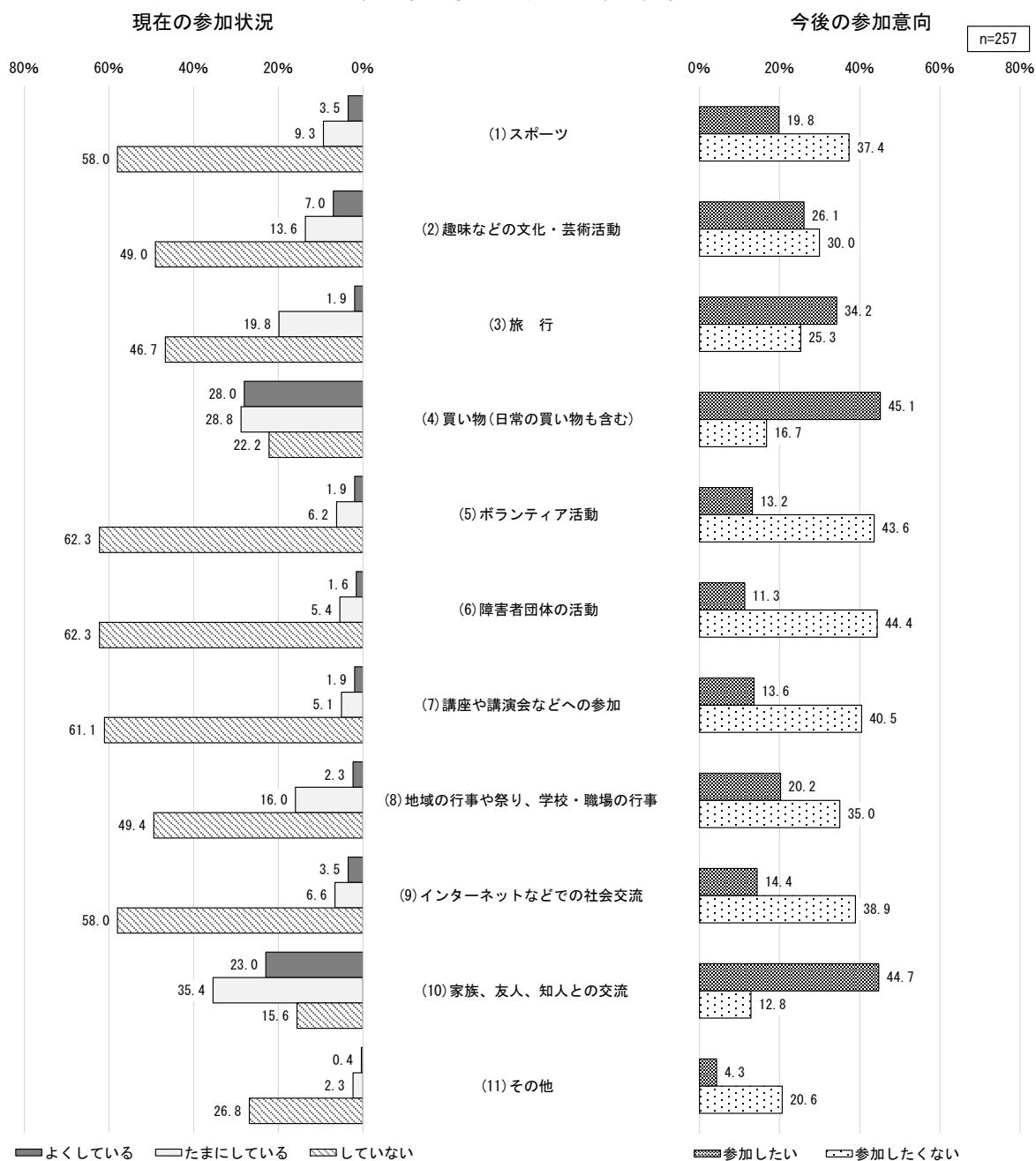


(8) 社会参加について

- ◎ 現在「よくしている」社会活動については、「(4) 買い物（日常の買い物も含む）」が 28.0%で最も多く、「していない」については、「(5) ボランティア活動」、「(6) 障害者団体の活動」がともに 62.3%で最も多くなっています。
- ◎ 今後「参加したい」社会活動については、「(4) 買い物（日常の買い物も含む）」が 45.1%で最も多く、「参加したくない」については、「(6) 障害者団体の活動」が 44.4%で最も多くなっています。

【問 33】

図表 社会参加の状況（単一回答）



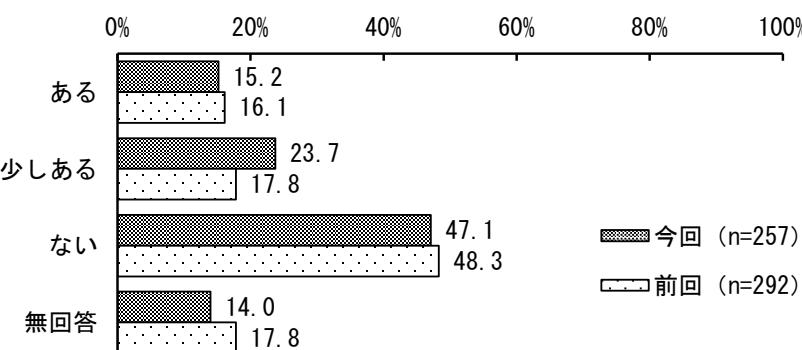
(9) 権利擁護について

① 差別などについて

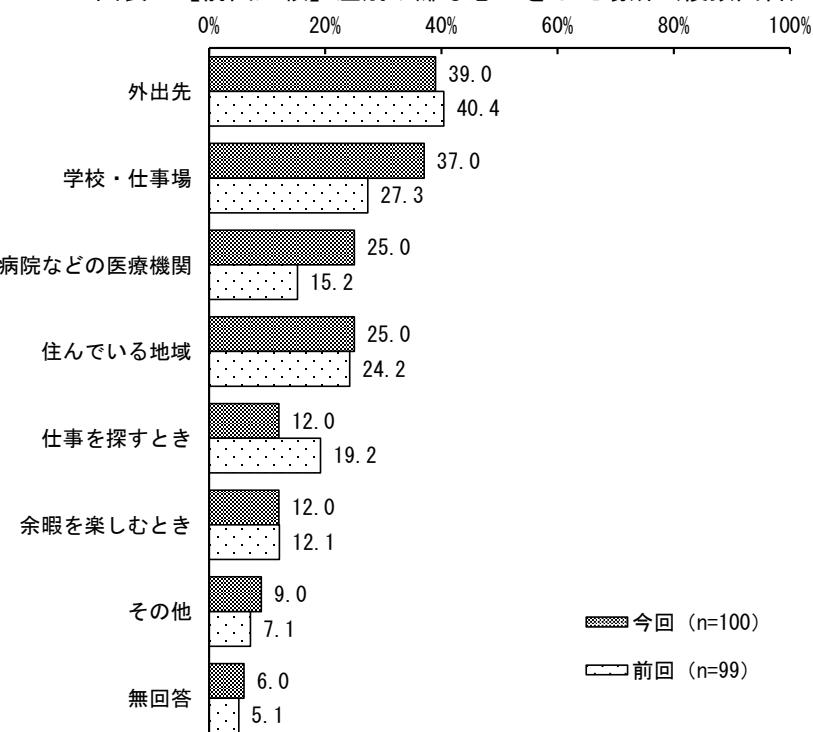
- ◎ 差別や嫌な思いをした経験の有無は、「ない」が47.1%で最も多く、次いで「少しある」が23.7%、「ある」が15.2%となっています。前回調査と比較すると、「少しある」が5.9ポイント増加しています。
- ◎ 差別や嫌な思いをした経験がある方(n=100)の差別や嫌な思いをした場所は、「外出先」が39.0%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.0%、「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」がともに25.0%となっています。前回調査と比較すると、「病院などの医療機関」が9.8ポイント、「学校・仕事場」が9.7ポイント増加、「仕事を探すとき」が7.2ポイント減少しています。

【問 35・36】

図表 【前回比較】差別や嫌な思いをした経験の有無（単一回答）



図表 【前回比較】差別や嫌な思いをした場所（複数回答）

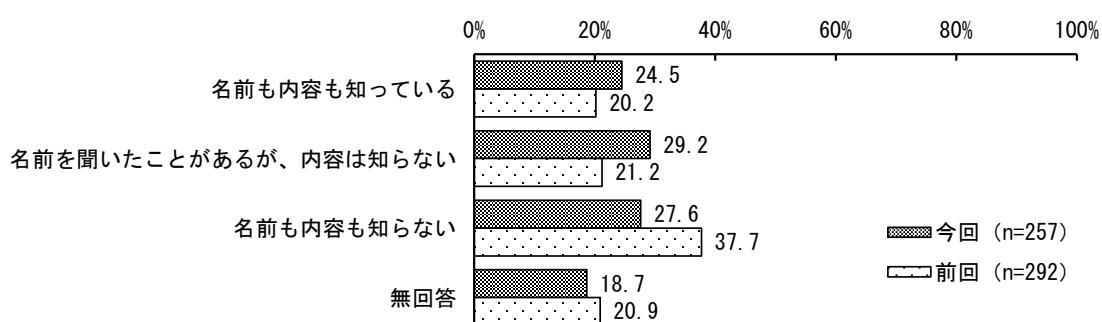


② 制度などについて

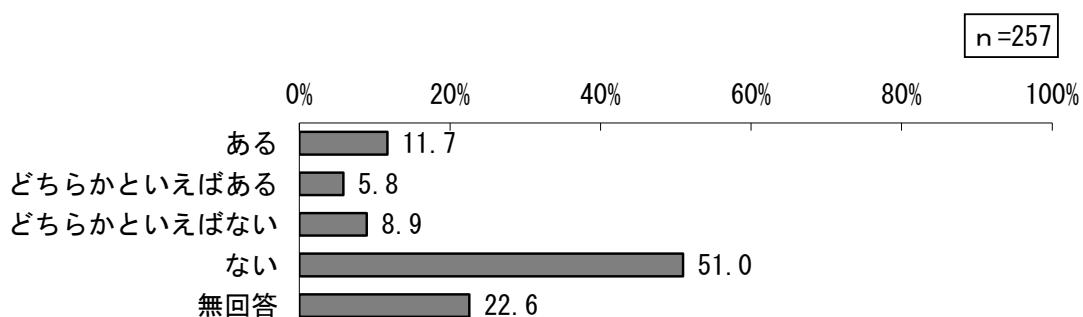
- ◎ 成年後見制度の認知は、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.2%で最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が27.6%、「名前も内容も知っている」が24.5%となっています。前回調査と比較すると、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が8.0ポイント増加、「名前も内容も知らない」が10.1ポイント減少しています。
- ◎ 合理的配慮という言葉を聞いたことの有無は、「聞いたことがある（「ある」+「どちらかといえばある」）」は17.5%、「聞いたことがない（「どちらかといえばない」+「ない」）」は59.9%となっています。

【問37・39】

図表 【前回比較】成年後見制度の認知（単一回答）



図表 合理的配慮という言葉を聞いたことの有無（複数回答）

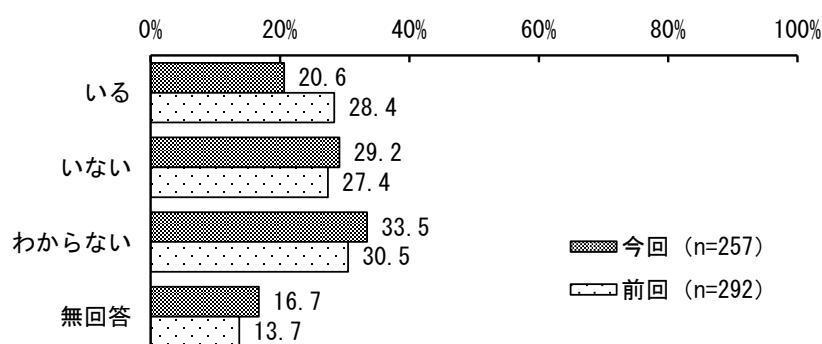


(10) 災害時の避難等について

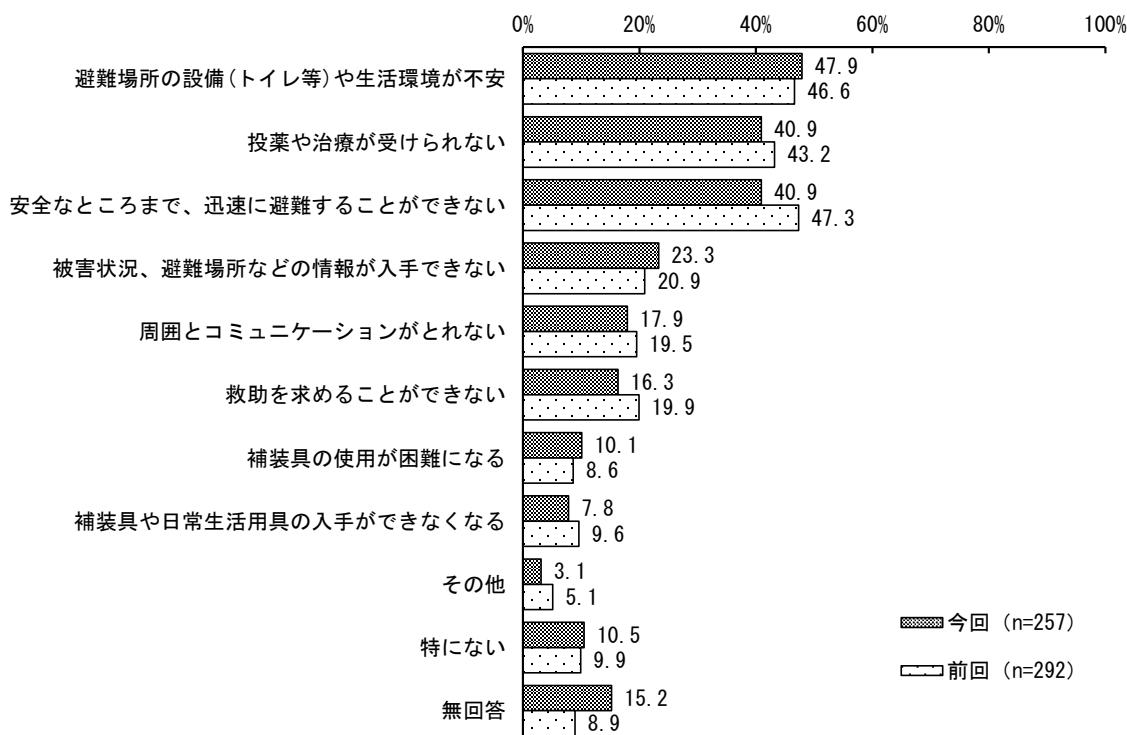
- ◎ 近所の人からの援助は、「わからない」が33.5%で最も多く、次いで「いない」が29.2%、「いる」が20.6%となっています。前回調査と比較すると、「いる」が7.8ポイント減少しています。
- ◎ 災害時に困ることは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が47.9%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」がともに40.9%となっています。前回調査と比較すると、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が6.4ポイント減少しています。

【問42・43】

図表 【前回比較】近所の人からの援助（単一回答）



図表 【前回比較】災害時に困ること（複数回答）



5 サービス提供事業所調査結果の概要

(1) 調査の目的と実施概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、障害のある人をとりまく現状や課題、今後の方向性に関する意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするためヒアリングシートによる調査を行いました。

② 実施概要

- 調査対象：御宿町の援護を受けている方の利用実績がある夷隅圏域内の福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和2（2020）年8月
- 調査内容：1. 事業の運営について
2. 今後の事業展開について
3. 取組の状況について
4. 自由意見
- 調査方法：郵送、FAX または電子メールによる配付・回収
- 配付・回収：

種 別	配付数	回収数	回収率
サービス提供事業所調査	19 票	12 票	63.2%

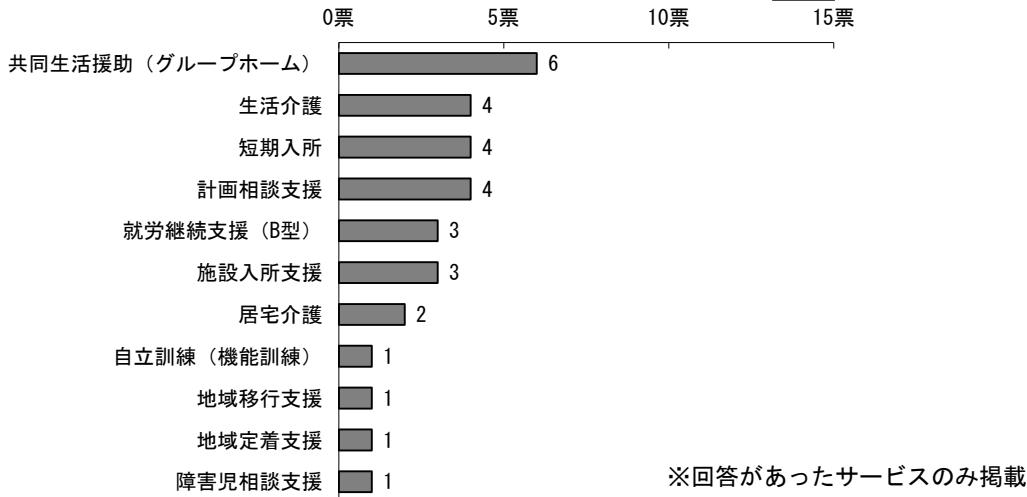
(2) サービスの運営状況について

① 提供サービス

- 提供しているサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」が6票で最も多くなっています。次いで「生活介護」、「短期入所」、「計画相談支援」がともに4票となっています。

図表 提供サービス（複数回答）

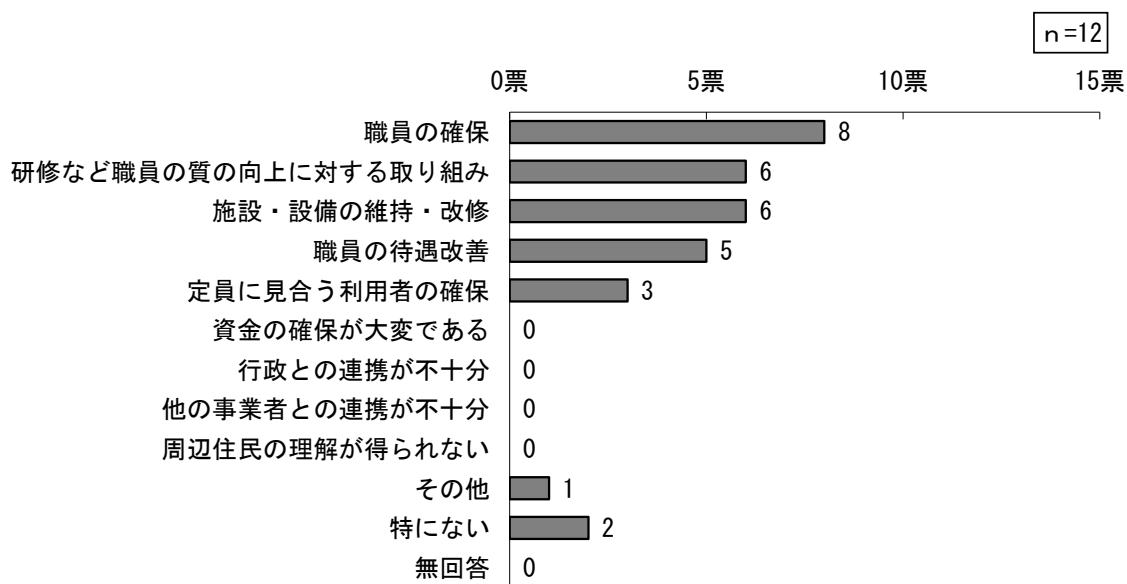
n=12



② 事業運営の課題

- ◎ 事業運営の課題は、「職員の確保」が8票で最も多くなっています。

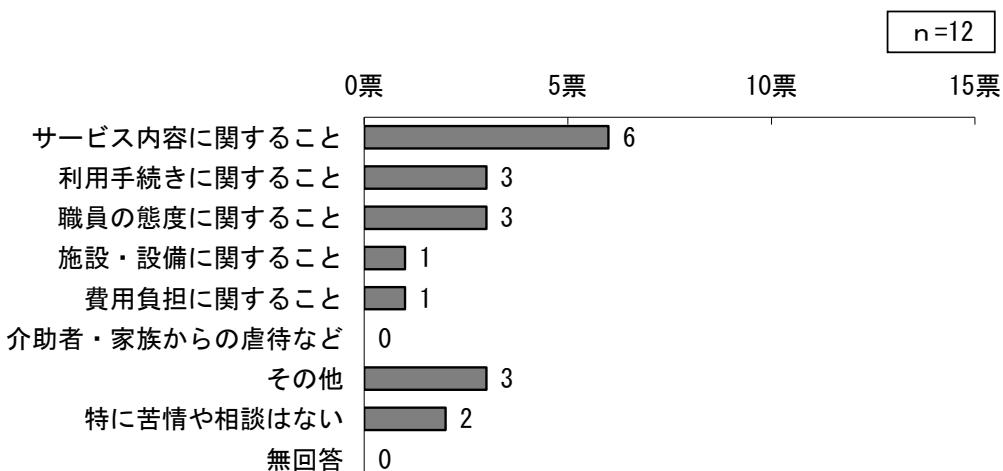
図表 事業運営の課題（複数回答）



③ 利用者や家族からの苦情・相談

- ◎ 利用者や家族からの苦情・相談は、「サービス内容に関すること」が6票で最も多くなっています。

図表 利用者や家族からの苦情・相談（複数回答）

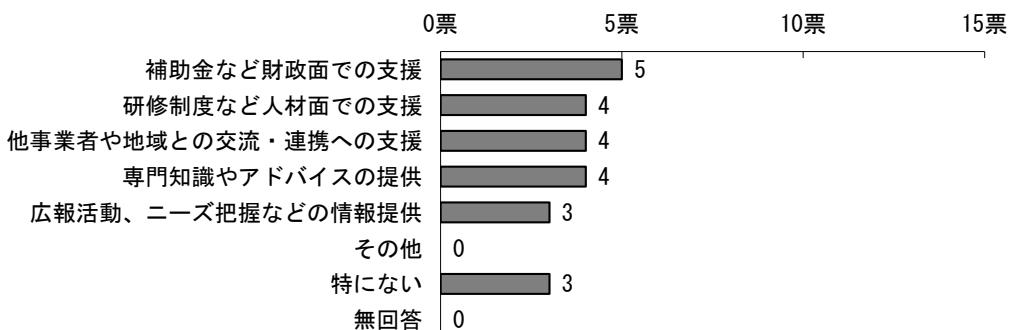


④ 事業運営に必要な支援

- ◎ 事業運営に必要な支援は、「補助金など財政面での支援」が5票で最も多くなっています。

図表 事業運営に必要な支援（複数回答）

n=12



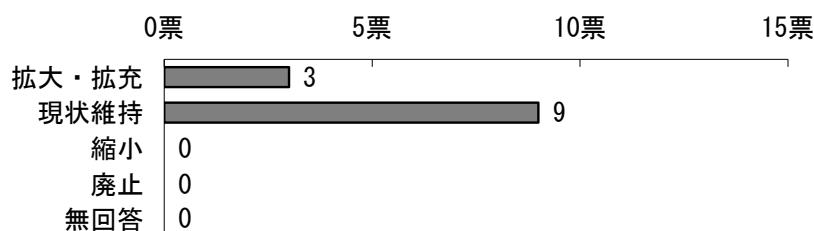
(3) 今後の事業継続・サービス提供について

① 今後の事業継続意向

- ◎ 今後の事業継続の意向は、「現状維持」が9票で最も多くなっています。

図表 今後の事業継続（複数回答）

n=12



(4) サービス提供人数の現状と希望・今後の予定

① サービス提供人数の現状と希望（1日の平均利用者数）

- ◎ 現状の提供人数より希望する提供人数が上回っているサービスは「居宅介護」、「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援（B型）」、「短期入所」、「共同生活援助（グループホーム）」、「地域移行支援」となっています。
- ◎ 一方、希望する提供人数が現状の提供人数を上回っているサービスは「施設入所支援」、「計画相談支援」となっています。

② 今後新たに実施を予定しているサービス

- ◎ 今後新たに実施を予定しているサービスは「居宅介護」、「生活介護」、「短期入所」、「共同生活援助（グループホーム）」が挙がっています。

(白紙)

第2部

第4次障害者計画

第1章

第3次計画の振り返りと課題の整理

(中表紙裏 白紙)

第2部 第4次障害者計画

第1章 第3次計画の振り返りと課題の整理

1 御宿町第3次障害者計画の進捗状況

御宿町第3次障害者計画では、基本理念に「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を掲げ、5つの基本目標と16の施策に基づき、76の事業を展開して、すべての障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を推進してきました。

施策推進担当課による自己評価の結果では、76の掲載事業に対し、「有効」(A)または、「おおむね有効」(B)と評価した事業の割合(有効事業比率)は、計画全体で40事業(52.6%)となっています。また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用等実績なし」(D)となった事業は30事業(39.5%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の事業は6事業(7.9%)となっています。

令和2(2020)年度については、新型コロナウイルスの影響で見直し、中止となった事業も多く、新しい生活様式^{※19}に対応した事業の在り方も検討の必要があります。

図表 施策評価一覧

施 策	掲載 事業数	評価		
		A・B	C・D	E・F
基本目標1：障害者福祉サービスの充実				
1-(1) 相談支援体制の充実	6	2	4	0
1-(2) 地域生活の支援	7	1	4	2
1-(3) 日中活動の場の充実	5	5	0	0
1-(4) 生活の場の確保	4	2	0	2
1-(5) 経済的支援の充実	6	6	0	0
基本目標2：保健・医療の充実				
2-(1) 障害の予防・早期発見等	7	6	0	1
2-(2) 医療・リハビリテーション体制の充実	3	1	1	1
基本目標3：交流・社会参加の推進				
3-(1) 障害児保育・療育・教育の充実	5	2	3	0
3-(2) 就労・雇用の促進	5	0	5	0
3-(3) 生涯学習・スポーツの充実	4	0	4	0
基本目標4：移動条件・生活環境の整備				
4-(1) 移動条件の整備	4	4	0	0
4-(2) バリアフリー化の推進	6	2	4	0
4-(3) 防災・緊急時対策の充実	5	5	0	0
基本目標5：支援体制の充実				
5-(1) 理解・啓発活動の推進	3	2	1	0
5-(2) ボランティア活動への支援	3	1	2	0
5-(3) 障害のある人の権利擁護の推進	3	1	2	0
計	76	40	30	6

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（おおむね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

※19 新型コロナウイルスを想定し、自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るために、それぞれの日常生活において実践することが望ましい生活スタイル。具体的には身体的距離の確保、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒等が挙げられる。

2 計画策定における課題・方向性の整理

本町の障害者福祉をとりまく現状と今後の見込み等を踏まえ、本計画における課題・方向性を以下のとおり整理します。

(1) 福祉サービスの安定的な供給・提供体制の確保

- 本町における福祉サービスの充実を図るため、相談支援事業の実施やケアマネジメントなど支援体制の整備を推進していますが、サービスの利用者や相談件数が少ない事業もあることから、今後、実施事業の周知や利用しやすい体制づくりを進める必要があります。
- 本町及び近隣のサービス提供事業所では、今後事業を「現状維持」または「拡大・拡充」予定としており、当面事業所が廃止や縮小されることを見込まれていません。しかし、多くの事業所で職員の高齢化や人材不足について課題として挙げており、今後、少子高齢化の進行などサービスの担い手不足の問題はさらに進行することが予想されることから、担い手の確保に向けた支援策等が求められています。

(2) 幼少期からの切れ目のない支援体制の整備

- 幼少期からの発達障害等については、早期から発達段階に応じた切れ目がない支援が重要であり、早期発見・早期支援につなげるための専門的な体制整備に努める必要があります。
- 事故や疾病等の後遺症から社会復帰を目指す人や、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、医療機関等と連携したリハビリテーション体制の整備を図る必要があります。

(3) 地域社会の一員として

- アンケート調査の結果では、今後の社会参加への意向として「買い物」や「旅行」のほか、「趣味などの文化・芸術活動」や「地域・学校・職場の行事」なども挙がっており、社会参加のきっかけとして文化芸術活動の推進や行事などへの参加支援について検討を行う必要があります。
- 地域で自立した生活を送るために経済的な自立を図ることも重要となります。就労に関する情報提供や、働く場所の確保に向けた取組、継続して就労することができるよう相談支援の充実、通勤手段の確保等、個々の状況に応じた支援が求められています。

(4) 暮らしやすいまちづくり

- 住み慣れた土地で安心して生活を送るため、障害のある人に適した住居を確保することや、施設、交通機関等のバリアフリー化を進め、誰もが住みよいまちを形成することが重要となります。
- 第3次計画策定時の調査と比較すると、災害時や緊急の際に「近所に支援してくれる人がいる」と回答している人の割合が減少しており、緊急時の避難困難者への支援体制について地域ぐるみで整備する必要があります。

(5) 地域共生社会の実現に向けて

- アンケート調査の結果では、合理的配慮についての認知が低く、また、差別や嫌な思いをした経験は、第3次計画策定時の調査から増加している状況です。障害の有無に関わらず、地域で暮らす人々が互いに個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消のため、正しい知識の提供や障害者福祉への理解の促進・普及等の取組を強化する必要があります。
- 成年後見制度を聞いたことがある割合は上昇しており、周知が進んでいる状況です。しかし、世代間で認知度にバラツキがあり、また、制度の内容まで認知している人はまだ少ない状況であることから、今後、制度内容についての周知に取り組むとともに、より幅広い世代に認知してもらうことが重要となります。

(白紙)

第2章

計画の基本的な考え方

(中表紙裏 白紙)

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

～ 基本理念 ～

誰もが その人らしく暮らせる
やさしいまち おんじゅく

本町では、基本構想において「笑顔と夢が膨らむまち【ともに支え合う挑戦と再生】」を将来に向かい目指す姿として掲げており、町民の顔が見える関係を大切にしながら協働によるまちづくりを推進しています。

この基本構想の実現に向けて、障害福祉分野施策の基本となる御宿町第3次障害者計画では、本町で暮らすすべての人が障害の有無に関わらず、お互いを認め合い、支え合いながら、自分らしく過ごすことができるよう「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念として、福祉にかかる施策、事業を推進してきました。

この理念は、社会情勢が変化した今でも変わらず持ち続けるべき理念であると考えていることから、本計画においても引き続き「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念として掲げ、さらなる施策、事業の推進・充実に取り組みます。

2 計画の基本的視点

基本理念に掲げた「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」の実現のため、次の3つの基本的視点に立って、本計画を推進します。

基本的な視点1：一人ひとりの個性に合った支援の充実

障害の特性や生活環境などそれぞれの状況が異なる中、個人や家族が抱えている生きづらさや困りごとを少しでも軽減し、希望をもって地域で過ごすことができるよう、一人ひとりに合った支援体制の充実を目指します。

基本的な視点2：自分らしく個性を活かせる社会の実現

一人ひとりが持っている能力や長所を活かし、主体的に社会と関わり合いながら、自分らしく生活を送ることができるよう、環境の整備や支援の在り方について検討します。

基本的な視点3：人権を尊重し、地域とともに生きる

障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で平等に生活を送ることができるよう、社会のあらゆる場面における差別の解消に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合える社会の実現を目指します。

3 計画の基本目標

本計画における基本理念の実現のため、基本的視点に基づき、次の5つの基本目標を設定して施策を開発します。

基本目標1 障害福祉サービスの充実

障害のある人が自らの意思決定により、充実した生活を営み、自立した日常生活を送ることができるよう、利用しやすい障害福祉サービスの提供に努めるとともに、市町村事業である地域生活支援事業により、本町の状況に合った適切なサービス提供体制を整備します。

また、障害のある人の地域生活を支える経済的支援制度の充実について関係機関で協議・検討するとともに、さらなる制度の周知・普及に努めます。

基本目標2 保健・医療の充実

保健・医療機関の連携により、健康相談や発達相談、各種検診、健康教育などを充実させ、早期発見・早期支援を図るため、妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築します。

また、障害の原因となる疾患等の予防に向けた取組を進めるとともに、医療機関との連携により身近な地域で適切な医療やリハビリを受けることができるよう努めます。

基本目標3 社会参加・教育環境の充実

障害のある人にとって、生きがいとなるような文化芸術活動やスポーツレクリエーション等が行える環境の整備を進めるとともに、働く意欲のある人が、それぞれの特性や能力に応じて働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労に関わる体制の整備に努めます。

また、障害のある子どもやその家族、学校等に対する相談支援体制と教育環境の整備・充実を図ります。

基本目標4 移動条件・生活環境の整備

障害のある人が地域での生活を充実させ、社会のあらゆる活動に参加することを可能とするために、移動しやすい環境の整備を図るとともに、障害のある人が不自由なく生活を送ることができるよう、バリアフリー化の推進等に取り組みます。

また、地域で安全に安心して生活を続けるために、緊急時連絡体制の整備や防災・防犯に関係する機関との連携強化を図ります。

基本目標5 支援体制の充実

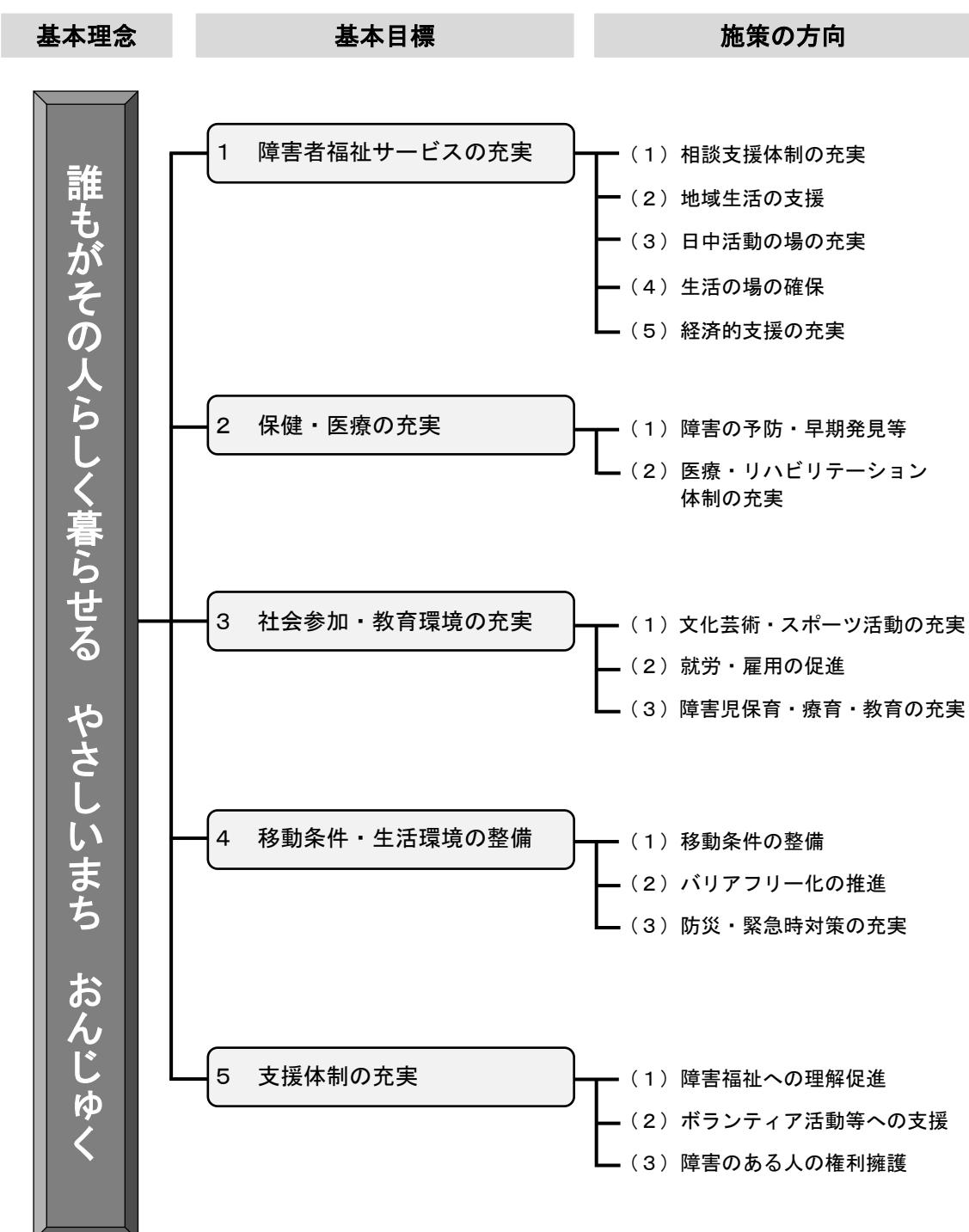
障害のある人もない人も、地域で暮らす人々が互いの個性を尊重しながら、ともに支え助け合える社会の実現に向けて、社会的障壁を取り除くための理解促進や啓発活動に取り組みつつ、地域全体で支援する体制構築のため、ボランティア等の関係団体や交流活動への支援を図ります。

また、障害のある人への虐待の未然防止や人権を守るための体制を整備・強化し、権利擁護のための取組を推進します。

4 計画の体系

本計画における計画の体系は以下のとおりです。

図表 計画の体系



(白紙)

第3章

施策の展開

(中表紙裏 白紙)

第3章 施策の展開

基本目標1 障害者福祉サービスの充実

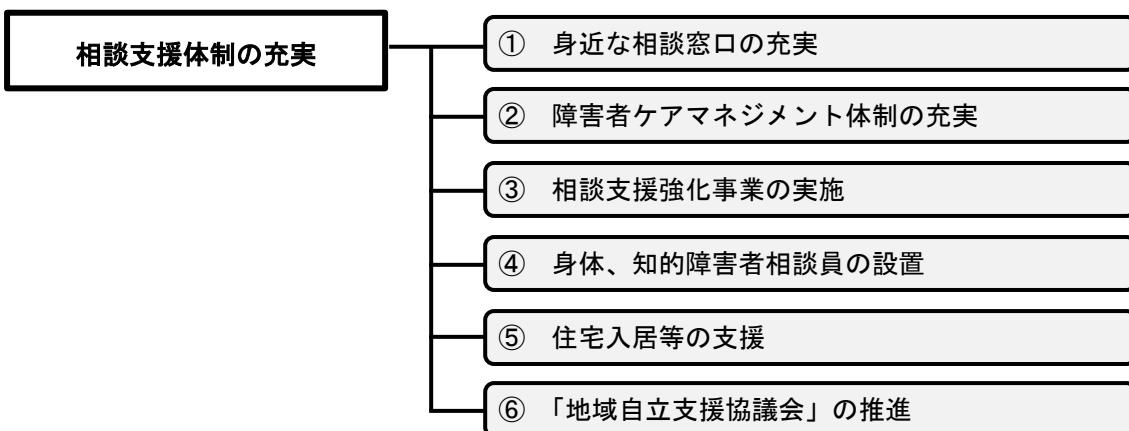
(1) 相談支援体制の充実

「相談支援事業」の利用拡充のため、平成24（2012）年4月から、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく相談員の設置事業を実施し、相談支援体制の整備・充実を図っています。

また、ケアマネジメントに関しては、すべての障害福祉サービス利用者を対象に、障害のある人の自立した生活を支え、その抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、「サービス等利用計画」の作成を行っています。

夷隅圏域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）で整備を予定している地域生活支援拠点や基幹相談支援センター^{※20}を活用し、よりきめ細かな相談支援体制を構築します。

■ 施策体系



① 身近な相談窓口の充実

■ 現状・実施概要

障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助等、必要な支援を提供することができるよう各事業所等と連携しながら体制整備を進めています。

■ 今後の方向性

福祉サービスについて周知を図るとともに、引き続き各事業所等と連携しながら、利用しやすいサービスの提供体制の確保に努めます。

^{※20} 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことの目的とする施設。

② 障害者ケアマネジメント体制の充実

■ 現状・実施概要

必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害のある人の自立した生活を支え、抱えている問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するための「サービス等利用計画」の作成を行っています。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している人に、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う「地域移行支援」と、地域移行した人が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う「地域定着支援」を実施していますが、現状は「地域移行支援」の利用者は少なく、「地域定着支援」については第3次計画期間中の利用はありませんでした。

■ 今後の方向性

引き続き制度の周知に努めるとともに、相談員からサービス利用計画案の提出があった際の内容精査の精度を高め、よりきめ細やかな支援ができるような計画作成に努めます。

※各サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 101 参照

③ 相談支援強化事業の実施

■ 現状・実施概要

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図るもので。現在、担当係においては専門的職員が配置されていない状況であり、事業所への委託により実施しています。また、困難ケースについては、課内の専門職や保健所と連携を取りながら対応にあたっています。

■ 今後の方向性

引き続き、事業所への委託により実施します。また、課内の専門職や保健所等と連携を図りつつ、複雑化するケースにも迅速に対応するため、専門的職員の配置についても検討し、相談支援機能の強化に努めます。

④ 身体、知的障害者相談員の設置

■ 現状・実施概要

現在、「相談員設置事業」において、身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名を配置し、相談対応を実施しています。このうち身体障害者相談員については、社会福祉協議会^{※21}主催の「心配ごと相談」の相談員として障害のある人からの相談対応を行っています。

■ 今後の方向性

相談員による福祉制度等の情報提供の実施や、行政と相談員の連携強化による相談支援体制の充実に努めます。また、相談員配置についての周知や相談しやすい体制について検討をします。

※21 社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会の力で解決しようとす
る住民福祉を推進し、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。

⑤ 住宅入居等の支援

■ 現状・実施概要

賃貸契約による一般住宅への入居希望者が、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障害のある人に対し、町営住宅担当や中核地域生活支援センター等関係機関と連携し、入居に必要な調整などを行い障害のある人の地域生活を支援しています。

■ 今後の方向性

必要に応じて関係機関につなげるなど、引き続き町営住宅担当や中核地域生活支援センター等関係機関との連携により支援を行います。

⑥ 「地域自立支援協議会」の推進

■ 現状・実施概要

夷隅圏域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）の関係機関、関係団体及び障害福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する人やその他の関係者等で構成される自立支援協議会※22を設置しています。

自立支援協議会では、ケース検討部会、雇用就労部会、児童支援部会、を設置しており、各部会において定期的に会議や研修会を開催し、相談事業の評価や困難事例への対応について協議を重ねています。

■ 今後の方向性

複雑化する困難事例に対応するため、夷隅都市2市2町と夷隅圏域内の関係機関、関係団体等の連携強化に取り組みます。

図表 地域自立支援協議会開催回数

単位：(回)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
開催回数	18	18	18	18	16	18

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

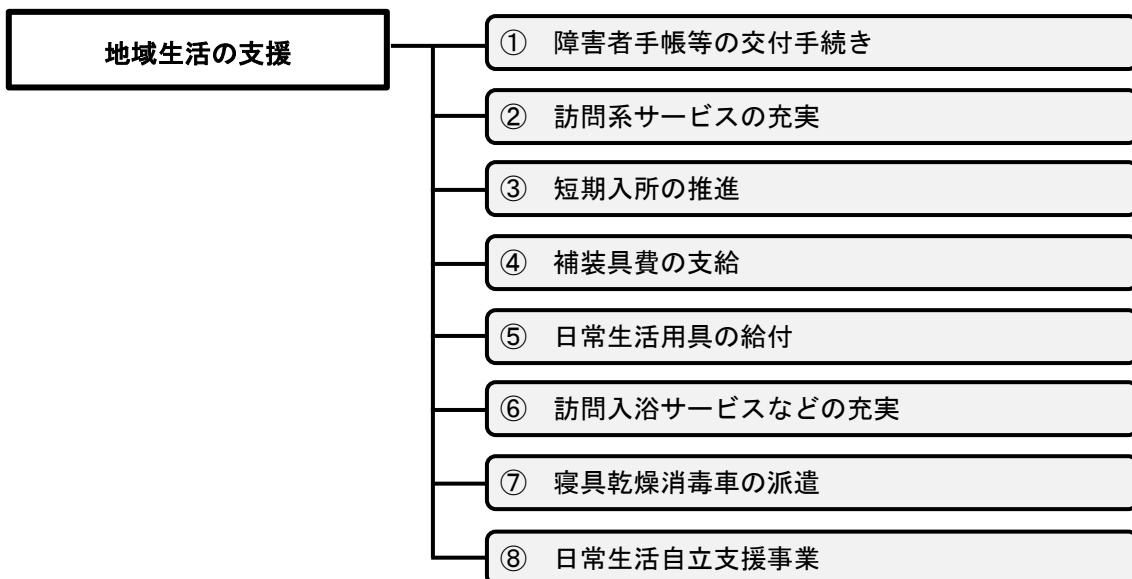
※22 障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討などがある。

(2) 地域生活の支援

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で、より充実した生活を営むために、地域での福祉サービスを充実させ、障害のある人の自立した生活に向けた支援を行っています。

今後、訪問系サービス事業所、介護保険事業所との連携や新規事業所の参入の促進を図り、指定障害福祉サービスの訪問系事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）や「短期入所（ショートステイ）」をはじめ、市町村事業である地域生活支援事業による、町独自の適切なサービス提供に努めます。

■ 施策体系



① 障害者手帳等の交付

■ 現状・実施概要

一定の要件を満たす方に対して、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を行っています。（県から交付）その際、利用できる保健・福祉サービス、年金、各種手当等についての説明をするとともに、サービスの利用意向を把握し、利用意向のあるサービスの申請を促しています。

■ 今後の方向性

引き続き手帳交付時の際に、各種制度、サービスの周知に努めます。

図表 手帳等の交付数

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
身体障害者	28	18	19	20	18	20
知的障害者	4	17	11	20	10	13
精神障害者	32	28	34	39	47	50
合計	64	63	64	79	75	83

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

② 訪問系サービスの充実

■ 現状・実施概要

身体介護・家事援助などの介護や移動の際の支援を必要とする障害のある人がそれらを受けられるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」といった“訪問系サービス”を担う、居宅介護事業者の参入の促進に努めます。

■ 今後の方向性

利用しやすい訪問系サービス提供のため、今後、事業者の参入促進に向けて、自立支援協議会等で協議検討を進めます。

※サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 94 参照

③ 短期入所の推進

■ 現状・実施概要

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間の施設入所により、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行っています。

近隣で利用できる施設が少ないため、夷隅圏域外の施設を利用することが多くなっています。

■ 今後の方向性

利用しやすい短期入所サービス整備に向け、地域生活支援拠点の整備と併せて、広域での体制整備に努めます。

また、虐待等緊急時の受け入れが可能な施設の整備についても検討します。

※サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 96 参照

④ 補装具費の支給

■ 現状・実施概要

補装具^{※23}の購入・修理等にかかる費用の支給を行っています。

■ 今後の方向性

制度周知のため、ホームページの掲載内容の充実や広報紙等を活用し、引き続き情報提供に努めます。

図表 補装具の交付・修理の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
補装具交付者数	21	17	18	16	13	16
うち修理	13	11	6	4	5	6

※令和2(2020)年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

※23 身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用される器具。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。

⑤ 日常生活用具の給付

■ 現状・実施概要

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与しています。新規に手帳を取得した際などに制度の周知を行っています。

■ 今後の方向性

すでに手帳の交付を受けている方などに向けて、ホームページの掲載内容の充実や広報紙の活用、関係者との連携により、制度についての情報提供に努め、適切に給付します。

また、障害のある人のニーズ把握に努め、必要に応じて給付等の対象や内容の見直しを行います。

図表 日常生活用具の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
給付者数（延べ人数）	48	52	56	55	63	60
ストーマ用装具 ^{※24} （再掲）	39	45	51	51	55	55

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

⑥ 訪問入浴サービスなどの充実

■ 現状・実施概要

訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

また、移動入浴車の派遣は、障害のある重度の寝たきりの方の自宅に移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行うものです。

両サービスとも、第3次計画期間中の利用実績はありませんでした。

■ 今後の方向性

第3次計画期間中の利用実績はありませんでしたが、身体の清潔保持、心身機能の維持は重要であることから、引き続き制度周知を図ったうえで、住民のニーズも踏まえた事業の在り方を検討します。

図表 移動入浴車の派遣実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
移動入浴車の派遣	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

※24 ストーマ（手術をしておなかに作った便や尿の排出口）から排出された排泄物や分泌物をためる専用の装具のこと。

⑦ 寝具乾燥消毒車の派遣

■ 現状・実施概要

自宅において寝具乾燥が困難な重度心身障害者に対し、寝具乾燥消毒車の派遣を行うものですが、現在、近隣に対応可能な事業者が不在となっており、実績がない状況です。

■ 今後の方向性

引き続き請負業者の確保に努めるとともに、従来の方法では請負業者の確保が困難な状況でもあるため、住民のニーズを踏まえつつ事業の廃止を含めた、実施可能なサービス提供方法への変更も検討します。

図表 寝具乾燥消毒車の派遣実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
寝具乾燥消毒車の派遣	1	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

⑧ 日常生活自立支援事業【社会福祉協議会事業】

■ 現状・実施概要

日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。福祉サービスに関する情報提供・助言、サービス利用手続きを支援する福祉サービスの利用援助、公共料金の支払や毎日の生活に必要なお金の出し入れなどを支援する財産管理サービス、実印や保険証書などの保管場所を忘れてしまう方など、大切な財産を金融機関の貸金庫にお預かりする財産保全サービスを実施しています。

■ 今後の方向性

引き続き、社会福祉協議会による事業を実施します。

図表 日常生活自立支援事業の利用実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
日常生活自立支援事業	2	2	2	3	4	3

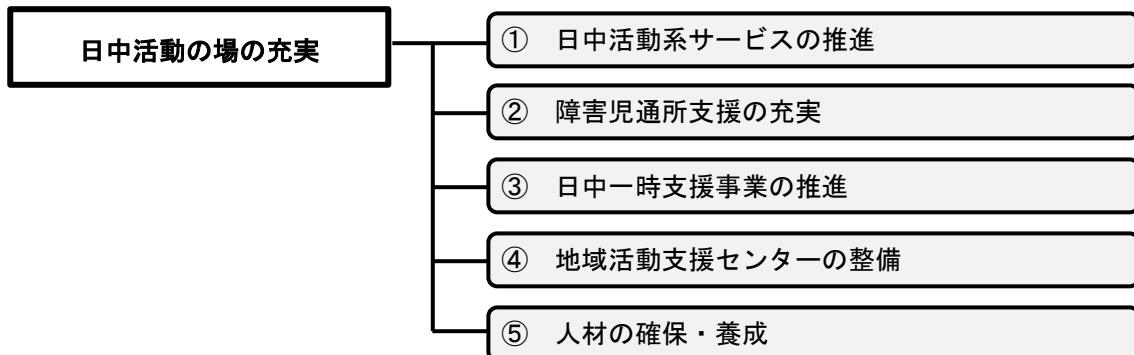
※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

(3) 日中活動の場の充実

日中活動の場は、障害のある人の自立と社会参加、家族等の負担軽減のためにも重要となっており、近隣の事業所や健康福祉センター（保健所）、社会福祉施設等と連携を取りながら、活動内容の一層の充実を図ります。

■ 施策体系



① 日中活動系サービスの推進

■ 現状・実施概要

“日中活動系サービス”の「生活介護」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「療養介護」の各事業の利用推進のため、相談支援事業所の相談員と連携しながら、障害のある人の日中活動の機会及び場の確保を図っています。

■ 今後の方向性

利用しやすい日中活動系サービスの提供体制を整えるとともに、制度についての周知も徹底して行い利用の促進につなげます。

※各サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 95・98 参照

② 障害児通所支援の充実

■ 現状・実施概要

相談支援事業所の相談員と連携を取りながら、障害児一人ひとりに適切な通所支援サービスの支給決定を行っています。

また、発達等に関する相談事業である「つくしくらぶ」から必要に応じてサービスにつなげる仕組みを構築しています。

■ 今後の方向性

事業所と連携を取りながら、さらに障害児通所支援サービスの充実を図ります。

また、児童発達支援センターの設置に向けて、今後圏域で協議検討を進めます。

※利用実績と今後の利用見込みについては、P. 116 参照

③ 日中一時支援事業の推進

■ 現状・実施概要

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行っています。

■ 今後の方向性

制度の周知や事業所との連携により、さらに利用しやすい支援体制の構築を図ります。

図表　日中一時支援事業の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
身体障害者	1	1	1	1	1	1
知的障害者	14	16	18	18	17	15
精神障害者	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

④ 地域活動支援センターの整備

■ 現状・実施概要

創作的活動や生産的活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など、多様な活動の場の提供を事業所へ委託して行っています。

■ 今後の方向性

さらに多くの利用につながるよう事業の周知に努めます。

⑤ 人材の確保・養成

■ 現状・実施概要

福祉の仕事探しに関する千葉県福祉人材センターのチラシやポスターを窓口に掲示し、サービス従事者の確保に努めています。

■ 今後の方向性

福祉の仕事について、これまでのチラシ等の掲示に加え、広報紙やホームページ等を活用して求人や資格取得のための情報等の周知を図り、サービス従事者の確保・養成に努めます。

(4) 生活の場の確保

「施設入所支援」については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、本町で利用実績のある施設を中心に連携を取り、必要な入所施設の確保に努めています。

また、グループホームについては、障害のある人の地域生活への移行を進めるために重要であり、社会資源^{※25}の活用を検討し、障害のある人の生活の場の確保に努めています。

■ 施策体系



① 入所施設利用者への支援

■ 現状・実施概要

施設入所が必要な重度障害者などに対し、「施設入所支援」事業の利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行っています。

■ 今後の方向性

地域生活への移行も視野に入れつつ、施設入所が必要な方に対しては引き続き入所による支援を行います。

※サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 96 参照

※25 社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。

② グループホーム利用者への支援

■ 現状・実施概要

障害のある人の自立生活の促進・支援のため、生活拠点であるグループホームについて、圏域外でのグループホーム利用もあり、ニーズ量と事業所数のバランスについて圏域で検討が必要な状況です。

また、入居する障害のある人への家賃助成を実施しており、対象者には毎年申請時期に個別通知し、制度の利用を促しています。

■ 今後の方向性

グループホーム新規参入を検討している事業所に対し、すでに設置されている事業所と連携し、地域の実情や設置に向けた手順等について伝えることによりグループホーム設置を促進します。

また、家賃助成については継続して実施します。

※サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 97 参照

③ 入所・通所型施設の整備

■ 現状・実施概要

入所・通所施設、その他短期入所・デイサービスのための施設の整備について、民間活力の活用を図りながら夷隅圏域を中心に広域的な対応を検討します。

■ 今後の方向性

引き続き、夷隅圏域で協議を行い、民間活力の掘り起こしについて検討します。

④ 心身障害者福祉作業所の整備

■ 現状・実施概要

通所による作業訓練を通じての社会参加や、障害のある人が仲間と語る憩いの場として、夷隅都市広域市町村圏事務組合により「夷隅都市福祉作業所」を設置しています。

■ 今後の方向性

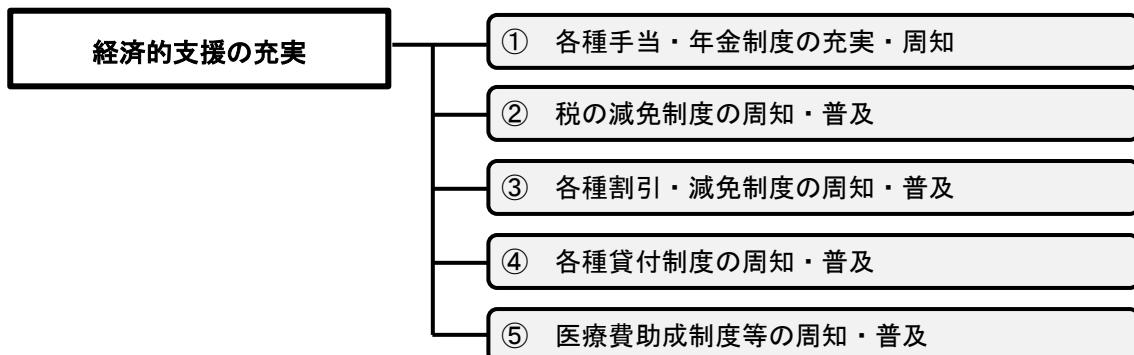
夷隅都市広域市町村圏事務組合との連携により、必要に応じて福祉作業所の機能強化を検討します。

(5) 経済的支援の充実

障害のある人の生活の安定と自立、社会参加を進めていくうえで、基本となる経済的基盤の確立は極めて重要であり、なかでも、各種の年金や手当の制度は多くの障害のある人の生活を支えるうえで重要な役割を果たしています。

今後も、これらの制度の充実を関係機関に要望していくとともに、手帳交付時における窓口での説明などにより、制度の周知に努めます。

■ 施策体系



① 各種手当・年金制度の充実・周知

■ 現状・実施概要

障害のある人の生活の安定を図るため、「障害基礎年金」や「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などに関する情報を周知するとともに、利用促進に努めます。

また、特別児童扶養手当受給対象者の20歳到達時に、福祉担当から障害年金※26申請について案内を行い年金担当につなげています。

■ 今後の方向性

年金担当と福祉担当との連携の強化を図るとともに、障害福祉のしおりやホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。

図表 各種手当受給者数の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
特別障害者手当	7	7	7	7	8	8
障害児福祉手当	3	3	3	3	3	3
福祉手当	1	1	1	1	0	0
特別児童扶養手当	9	9	9	11	10	9

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

※26 けがや病気により重い障害を負ってしまったときに、支給される公的年金。

② 税の減免制度の周知・普及

■ 現状・実施概要

申告書や納税通知書等の送付の際に、同封文書などへ所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税の減免など、各種制度の情報を記載し周知を図っています。

■ 今後の方向性

税務担当と福祉担当との連携の強化を図るとともに、障害福祉のしおりやホームページを活用し、制度周知に努めます。

また、視覚障害者に対しては、ホームページの音声読み上げ機能を活用した周知や、調査時の状況把握や事業所との連携による周知を徹底するよう努めます。

③ 各種割引・減免制度の周知・普及

■ 現状・実施概要

身体障害者、知的障害者、精神障害者に、有料道路の割引（ETC含む）、JR運賃や国内航空運賃の割引、NHK放送受信料の減免などに関する制度について、障害福祉のしおりなどを用いて周知と普及に努めています。

■ 今後の方向性

広報紙やホームページ等を活用し、引き続き制度の普及に努めます。

④ 各種貸付制度の周知・普及

■ 現状・実施概要

障害のある人の自立更生に必要な資金を確保するため、「生活福祉資金貸付制度」（社会福祉協議会事業）など各種制度に関する情報を周知するとともに、利用促進に努めます。

■ 今後の方向性

広報紙やホームページ等を活用し、引き続き制度の普及に努めます。

⑤ 医療費助成制度等の周知・普及

■ 現状・実施概要

重度の心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するための医療費等の助成制度や、育成医療・更生医療及び精神通院医療などの「自立支援医療制度」について、新規で手帳を取得した方には障害福祉のしおりを配布し、制度の説明を行っています。

■ 今後の方向性

新規手帳交付時以外にも既存の手帳所持者などに向けて、広報紙やホームページ等を活用した制度周知に努めます。

基本目標2 保健・医療の充実

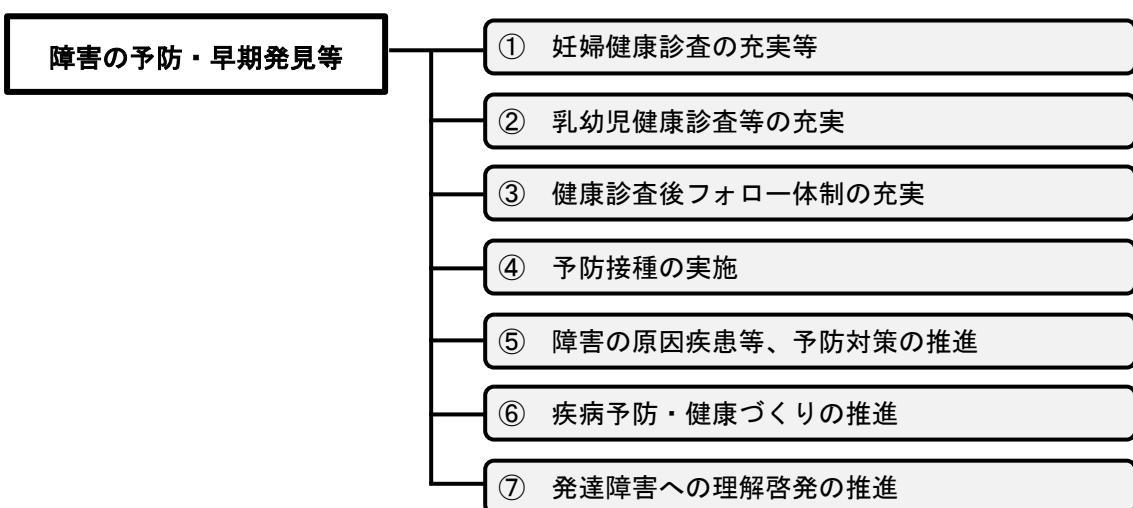
(1) 障害の予防・早期発見等

保健・医療など関係機関と連携を図り障害の早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実させ、適切な治療・指導・訓練により障害の軽減を図ります。

また、疾病などに起因する障害の発生を未然に防止する取組も行います。

今後も、健康相談や各種検診、健康教育などを充実し、町民の積極的な健康づくりを支援します。

■ 施策体系



① 妊婦健康診査の充実等

■ 現状・実施概要

妊娠届出の際に妊婦健診の重要性を説明し、受診するように促しています。また、里帰り出産での県外医療機関の利用についても負担軽減措置を行い、母子手帳を配布した方全員の妊婦健診の受診につなげました。

特定妊婦^{※27}やハイリスク妊婦については、医療機関との連携や電話連絡、妊婦訪問などを実施しています。

■ 今後の方向性

今後、子育て世代包括支援センター^{※28}の設置を予定しています。妊娠届出時にマタニティプランの作成や面接を行うことにより、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備します。

図表 妊婦健診の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
妊婦健診	41(244)	33(245)	34(270)	32(205)	35(285)	10(41)
妊婦訪問	0	0	0	0	0	0
産婦/新生児訪問	30(30)	24(24)	22(22)	18(18)	24(24)	6(6)

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」（母子手帳交付数）

② 乳幼児健康診査等の充実

■ 現状・実施概要

妊娠中は「子育て相談」を案内し、個別相談対応を行い、保護者の生活に合った保健指導を実施しています。

新生児・産婦に対し全戸訪問などを実施し、乳児健診の周知、継続支援の必要性についての判断や保護者の不安の軽減につなげています。

また、1歳6か月児・3歳児健診を集団健診により実施しており、受診率は高い状況です。

■ 今後の方向性

妊婦を対象とした事業が少ないため、ニーズに合った支援ができるよう検討するとともに、乳児健診の周知を乳幼児相談や通知文にて実施する予定です。

図表 乳幼児健診の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
乳児健診	29(40)	34(44)	24(32)	29(40)	24(31)	21(29)
1歳6か月児健診	19(22)	28(31)	27(32)	21(26)	30(34)	18(18)
3歳児健診	30(31)	32(33)	16(16)	31(31)	30(32)	22(22)

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」（乳児健診＝母子手帳交付数）

※27 出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

※28 母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

③ 健康診査後フォローオン体制の充実

■ 現状・実施概要

主に乳幼児相談と発達相談「つくしくらぶ」にて健診後の事後フォローを行っています。

乳幼児相談では対象を3歳程度までとしたことにより、幅広いフォローにつなげています。

また、「つくしくらぶ」では1歳6か月児・3歳児健診時に、適宜紹介や予約の受付を行い、早期に介入できるよう努め、個別性を重視したフォローを行っているため、継続的な支援が行えている状況です。

このほか、健診後、必要な場合には精密検査票を発行し、受診を促しています。

■ 今後の方向性

1歳6か月児・3歳児健診の際に、臨床発達心理士と視覚検査を導入することにより、早期に介入できるよう努めます。

図表 フォローオン体制の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
乳幼児相談	58(21)	103(27)	92(28)	91(23)	90(31)	14(11)
子育て相談	56(29)	46(25)	0	0	2(2)	0
つくしくらぶ	22(10)	21(8)	43(20)	90(14)	91(14)	12(11)

※令和2(2020)年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」(カッコ内は実人数)

④ 予防接種の実施

■ 現状・実施概要

定期予防接種では、疾病予防対策や重篤な症状を予防するため、訪問や集団検診、相談事業、個別通知にて、接種勧奨を行っています。

また、任意予防接種（高齢者肺炎球菌）についても接種費用の補助を継続して実施しており、必要な時期に予防接種が受けられるよう努めています。

■ 今後の方向性

引き続き、訪問や事業時などに適宜対象者への接種勧奨を行います。

⑤ 障害の原因疾患等、予防対策の推進

■ 現状・実施概要

保健事業予定表の全戸配布や町広報紙等での疾病予防の記事の掲載、保健指導や健康相談、健康づくり教室等の実施により疾病予防の周知や予防行動につなげています。

■ 今後の方向性

健康づくり教室の参加者が増加傾向にあり、疾病予防の効果が期待できるところから、健康づくり教室等の事業を拡大する予定です。

図表 各種手当受給者数の事業実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
一般健康相談	24	10	18	26	14	0
食生活相談	10	7	12	15	11	0
健康相談（重点）	157	126	152	81	118	69
健康教育	212	202	168	304	795	520
特定健康診査*	786	768	746	733	738	740

*令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

*国民健康保険加入者の実績

⑥ 疾病予防・健康づくりの推進

■ 現状・実施概要

食生活改善推進員との協働により、生活習慣病予防等のための啓発活動を実施しています。平成30（2018）年4月から、「地域でつくる おんじゅくいきいきプラン（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」に基づき、施策を推進しています。

■ 今後の方向性

引き続き食生活改善推進員との協働により事業を展開するとともに、新規食生活改善推進員を養成するための講座を毎年度実施します。

⑦ 発達障害への理解啓発の推進

■ 現状・実施概要

「学習障害（限局性学習症、LD）※²⁹」、「注意欠陥多動性障害（ADHD）※³⁰」、「自閉症スペクトラム症（ASD）※³¹」等の発達障害に関する正しい知識の普及や認識の向上を図るため、障害への理解を深める啓発活動の推進し、一人ひとりが障害のある人に対して手を差し伸べる共助の精神を育んでいます。

■ 今後の方向性

チラシやポスターを作成し、窓口や目に付く場所に掲示する等、引き続き啓発活動の推進を図ります。

※29 読み書き能力や計算力などの算数機能に関する、特異的な発達障害のひとつ。的確な診断・検査が必要で、一人ひとりの認知の特性に応じた対応法が求められる。ADHDやASDなどを伴う場合には、それらを考慮した配慮、学習支援も必要となり、家庭・学校・医療関係者の連携が欠かせない。

※30 不注意と多動・衝動性を主な特徴とする発達障害の概念のひとつ。この特徴を持つ小児は家庭・学校生活で様々な困難をきたすため、環境や行動への介入や薬物療法が試みられている。

※31 対人関係が苦手・強いこだわりといった特徴をもつ発達障がいのひとつ。多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、早ければ1歳半の乳幼児健康診査でその可能性を指摘されることがある。

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

事故や疾病等の後遺症から社会復帰を目指す人や、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、医療機関から継続したリハビリテーションを地域で行えるような体制づくりに努めます。

■ 施策体系



① 自立支援医療

■ 現状・実施概要

手帳交付時に障害福祉のしおりを活用して「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」制度の周知を行い、利用促進に努めつつ適切な医療費の給付を行っています。

■ 今後の方向性

引き続き、手帳交付時に障害福祉のしおりを活用した周知を行うとともに、広報紙やホームページ等を活用した一層の周知を図ります。

② リハビリテーション体制の充実

■ 現状・実施概要

夷隅郡内などの身近な場所でリハビリテーションができるよう拠点づくりや人材確保などに取り組んでいますが、社会資源の不足等により体制の充実を図ることができていない状況です。

■ 今後の方向性

引き続き、圏域内で協議を重ね、広域的な対応ができるよう検討します。また、医療機関との連携により、必要に応じてリハビリテーション病院の利用や、自立訓練（生活訓練）のサービスにつなげます。

③ 職業リハビリテーションの周知

■ 現状・実施概要

関係機関からチラシ等の掲示依頼があった場合に窓口等に掲示し、周知に努めています。

■ 今後の方向性

健康福祉センター（保健所）・公共職業安定所などの関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を活用した制度周知に努めます。

基本目標3 社会参加・教育環境の充実

(1) 文化芸術・スポーツ活動の充実

スポーツや文化・芸術活動等を通じて、より豊かな人生を送ることができるよう、活動場所の確保や機会の充実などの環境整備に努めます。

■ 施策体系



① 公民館活動への参加促進

■ 現状・実施概要

公民館施設を活用した活動の参加を図るため、施設のバリアフリー化の一環として、公民館入口のスロープと障害のある方も利用できる多目的トイレを設置し、公民館活動やレクリエーション活動を気軽に楽しみ、参加できるような環境づくりに努めています。

■ 今後の方向性

引き続き、利用しやすい環境を整備するため、検討を進めます。

② 文化・芸術活動への参加支援

■ 現状・実施概要

障害のある人の町文化祭や県障害者美術展などの文化・芸術活動への参加を支援するほか、障害のある人が自ら文化活動に参加できる環境づくりを推進しています。

■ 今後の方向性

事業を継続して実施しつつ、多くの人に情報が届くよう周知に努めます。

③ スポーツ・レクリエーションの充実

■ 現状・実施概要

身体障害者福祉会を通じて、県や東隅地域のスポーツ大会への参加を促進するとともに、障害のある人とない人が共に楽しめるスポーツ・レクリエーションの提供に努めます。

■ 今後の方向性

継続して事業を実施するとともに、会に属していない人への周知方法について検討します。

④ 当事者グループの育成・支援（社会福祉協議会事業）

■ 現状・実施概要

「身体障害者福祉会」では毎月行事や旅行などを実施し、障害のある人の交流の場となっていることから、新規手帳交付時に保健福祉課窓口で入会の案内を行っています。

■ 今後の方向性

今後、「身体障害者福祉会」の周知に努めるとともに、活動に対する支援を継続して行います。

図表 当事者団体数

単位：（団体）

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
団体数	1	1	1	1	1	1

※令和2（2020）年度の数値は見込み

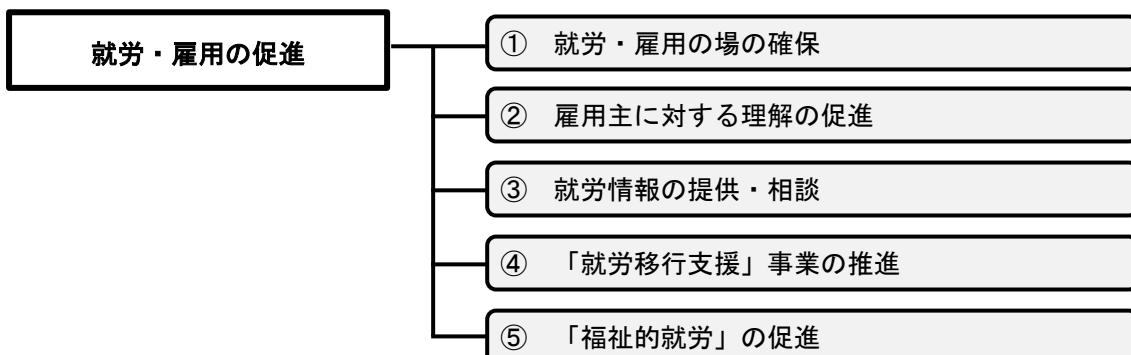
資料：「御宿町 保健福祉課」

(2) 就労・雇用の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの充実とともに経済的な自立に向けた基盤整備を図る必要もあり、そのため、就労機会の確保や就労を支援していくための取組を進めています。

また、就労・雇用の促進については広域的に取り組むものであるため、「地区自立支援協議会雇用就労部会」や関係機関との連携を図りながら施策を推進します。

■ 施策体系



① 就労・雇用の場の確保

■ 現状・実施概要

障害のある人の雇用と生活の安定のために、個々の適性と能力に応じた就労の機会づくりと職場の確保に向けて、夷隅地区自立支援協議会の雇用就労部会で協議を行っています。

■ 今後の方向性

作業所等が少ないことや、職場への交通手段がないことなどの課題解消に向けて、雇用就労部会等による協議の場を活用し検討します。

② 雇用主に対する理解の促進

■ 現状・実施概要

雇用主による各種助成制度の活用を促進するとともに、障害のある人の雇用への理解と認識を深めるため、窓口にポスター等を掲示するほか、障害者就業生活支援センターと連携して、地域事業者への障害者雇用制度の説明会等を行っています。

■ 今後の方向性

チラシやポスターによる啓発の促進、地域事業者への障害者雇用制度の説明会等を引き続き行います。

③ 就労情報の提供・相談

■ 現状・実施概要

自立支援協議会の雇用就労部会を活用し、事業所との連携を図っています。

また、年度内に卒業する特別支援学校の生徒と保護者を対象に、特別支援学校が開催する福祉説明会に説明者として参加し、情報提供や相談に応じています。

■ 今後の方向性

相談支援事業所の相談員と連携を取りながら、引き続き情報提供や相談を実施します。

④ 「就労移行支援」事業の推進

■ 現状・実施概要

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行っています。

■ 今後の方向性

障害のある人が就労しやすい体制を構築するため、関係サービス事業所との連携に努めます。

※サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 99 参照

⑤ 「福祉的就労」の促進

■ 現状・実施概要

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

また、「障害者優先調達推進法」の理念に則り、可能な限り障害者就労施設等からの物品・役務の調達に努めるため調達方針を策定し、庁内に周知を図っています。

■ 今後の方向性

今後、事業所や福祉施設との連携を強化し、就労場所の確保や就労しやすい体制の構築に努めます。

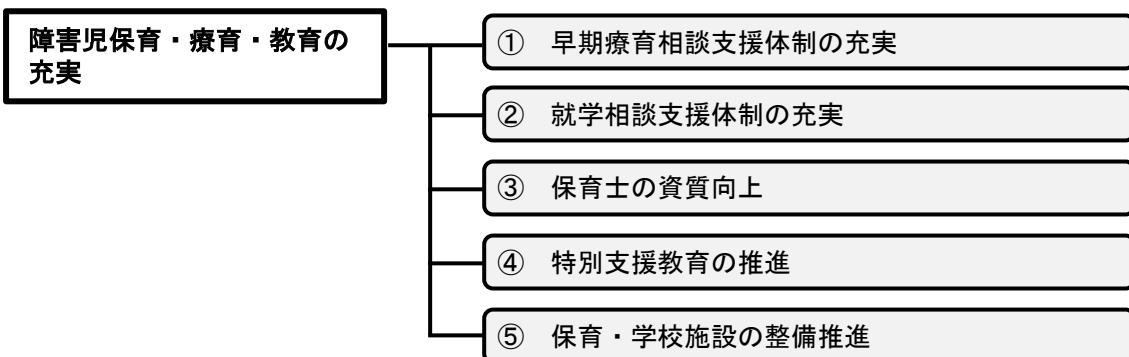
また、就労施設からの物品・役務の調達については、各施設において調達可能な物品等の把握に努めます。

(3) 障害児保育・療育・教育の充実

障害などにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもについては、一人ひとりの障害の種類や程度に応じ、状況に合った支援のもとによる教育等を行います。

今後も教職員の資質向上等により障害児保育・療育・教育の充実を図るとともに、学校間の交流を推進します。

■ 施策体系



① 早期療育相談支援体制の充実

■ 現状・実施概要

乳幼児相談や「つくしくらぶ」、就学時健診等の実施や認定こども園との連携強化により、幼児期における心身の障害の早期発見や保護者へ支援体制の充実を図っています。

■ 今後の方向性

福祉、教育、保健予防などの関係機関の連携により、支援体制の一層の充実を図ります。

② 就学相談支援体制の充実

■ 現状・実施概要

就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育支援委員会等を通じて小中学校や認定こども園等の連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を行っています。

■ 今後の方向性

引き続き適正な就学相談及び各種相談を行うため、関係者間の連携を図ります。

③ 保育士の資質向上

■ 現状・実施概要

障害児保育研修などを実施し、認定こども園における障害児保育の実施に必要な知識及び技術の習得を進めるなど、保育士の資質向上を図っています。

■ 今後の方向性

引き続き研修への参加などを通じて、資質の向上に努めます。また、その成果の確認の方法について検討します。

④ 特別支援教育の推進

■ 現状・実施概要

認定こども園、小学校、中学校と特別支援学校との学校間交流を推進し、障害児との交流機会の拡充、障害や障害児への理解・啓発を図っています。また、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を求められている特別支援学校の機能を支援します。

■ 今後の方向性

個別の児童に対して、学校や認定こども園、保護者等の連携により一人ひとりに合わせた支援ができるよう努めます。

⑤ 保育・学校施設の整備推進

■ 現状・実施概要

平成29（2017）年度に新たに設立した認定こども園は、障害のある子どもが利用しやすいよう平屋建てとしたほか、入口のスロープや集団行動が困難で個別に支援する必要がある子どもに対応するためのリソースルームを設置しています。

学校施設については、中学校入口のスロープやエレベーター、リフトなどの設置によりバリアフリー化を図っています。

■ 今後の方向性

バリアフリー化が進んでいない小学校について、施設整備の検討を進めます。

基本目標4 移動条件・生活環境の整備

(1) 移動条件の整備

障害のある人が地域での生活を楽しみ、多様な社会活動へ参加することを可能にしていくために、移動のための条件の整備を進めます。

今後、地域生活支援事業の「移動支援事業」、指定障害福祉サービスの「同行援護」・「行動援護」の充実を図るとともに、地域住民のさらなる協力のもと、移送サービスの充実を図ります。

■ 施策体系



① 外出・移動支援施策の推進

■ 現状・実施概要

それぞれの状況に応じ、地域生活支援事業の「移動支援事業」の充実を図り、障害のある人のためのガイドヘルプサービスを推進するとともに、指定障害福祉サービスの「同行援護」の利用を促進し、重度視覚障害者（児）の外出・移動の利便を図っています。

また、「身体障害者補助犬法」の内容について、町内の飲食店や宿泊施設、商店等への周知に努めています。

■ 今後の方向性

引き続き、制度の周知を図り、障害のある人の社会参画や生活向上に努めます。

※各サービスの利用実績と今後の利用見込みについては、P. 94・108 参照

② 福祉タクシーの充実

■ 現状・実施概要

身体、知的、精神に重度の障害のある人が通院等のためタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成しています。

■ 今後の方向性

利用できるタクシー事業所が少ないため、乗合運行も含め、事業所の掘り起こしを行います。

図表 福祉タクシー交付の事業実績

単位：(枚)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
利用枚数	692	801	869	709	558	600

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

③ リフト付車両の貸出

■ 現状・実施概要

障害のある人や高齢者で公共の交通機関が利用できない人の通院等の際に、車いす1台が搭載できるリフト付ワゴン車「ゆうあい号」の無料貸出を、町社会福祉協議会に委託して実施しています。

■ 今後の方向性

引き続き、車両の無料貸出と制度の周知を行います。

図表 ゆうあい号貸出事業の事業実績

単位：(件)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
貸出件数	59	50	50	41	14	14

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

④ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成

■ 現状・実施概要

障害のある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成し、自動車を使用しての外出を支援しています。

また、令和2（2020）年度に自動車改造費助成事業の対象を拡充し、これまで就労のために使用する自動車の改造のみを対象としていたものを、使途の制限を撤廃しました。

■ 今後の方向性

申請件数が例年少ないため、広報紙やホームページ等を活用した周知に努めます。

図表 自動車運転免許取得及び自動車改造費助成の事業実績

単位：(件)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
自動車運転免許取得費	0	0	0	0	1	1
自動車改造費	0	0	0	0	0	1

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

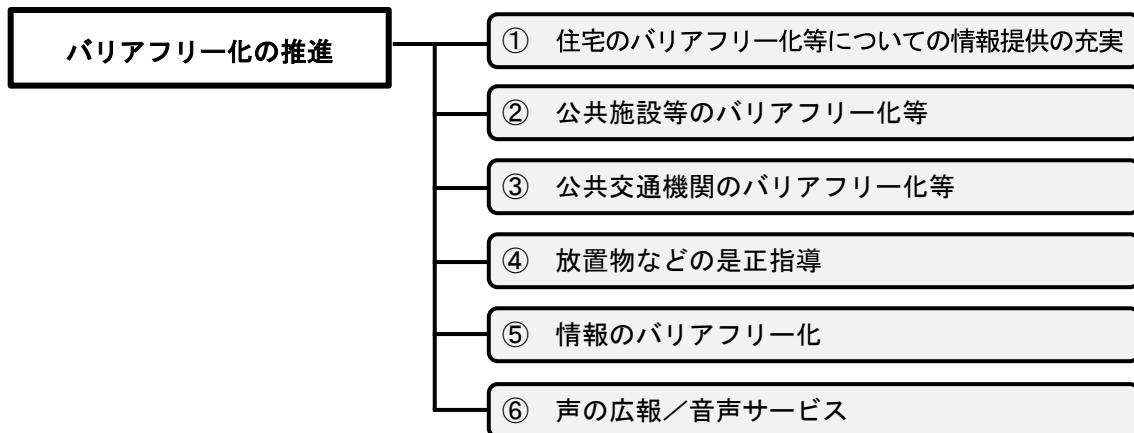
(2) バリアフリー化の推進

障害のある人が地域で安全かつ安心な生活を営むために、障害の特性に則した居住環境をはじめ、公共施設や交通機関等のバリアフリー化等を推進していくことが重要となります。

本町は道路が狭く、歩道の整備が困難な箇所がありますが、町民の要望に基づき計画的に整備を進めているところです。

今後も障害のある人が安全に移動し、幅広く活動できるための環境づくりに努め、公共施設や交通機関、また、情報面でのバリアフリー化に努めます。

■ 施策体系



① 住宅のバリアフリー化等についての情報提供の充実

■ 現状・実施概要

車いすを使用している方や歩行が困難な方を対象に、日常生活用具給付事業の中で手すりやスロープの設置にかかる費用を給付しており、障害のある人の生活に配慮した住宅の整備・改修に関する情報の提供を行っています。

■ 今後の方向性

広報紙やホームページ等を活用した制度の周知に努めます。

② 公共施設等のバリアフリー化等

■ 現状・実施概要

障害のある人をはじめ誰もが利用しやすい施設とするため、公共施設のバリアフリー化の計画的整備に努めており、平成30（2018）年度には御宿台運動公園に障害者用トイレを整備しました。

また、身体障害者福祉会からの意見を担当部署に伝え、対応依頼を行うなど、ニーズを把握しながら整備を進めています。

■ 今後の方向性

引き続き、障害のある人に配慮したトイレや駐車場の整備、未整備施設の段差の解消に努めます。

③ 公共交通機関のバリアフリー化等

■ 現状・実施概要

身体障害者や高齢者等の公共交通機関を利用した移動の利便性や、安全性の向上に向けて、関係機関に働きかけを行っており、現在、JR御宿駅のエレベーター設置についてJR東日本に要望しています。

また、乗合運行「エビアミー号」の車両の更新に合わせ、手すりとステップを設置しました。

■ 今後の方向性

引き続き、安全性の向上に向けて、関係機関に働きかけを行います。

④ 放置物などの是正指導

■ 現状・実施概要

道路パトロールを定期的に実施し、不法占用の解消に努めています。また、県と協力のうえ違法看板の撤去を行っています。

■ 今後の方向性

引き続き道路パトロール等を実施し、不法占用や放置物などの解消に努めます。

⑤ 情報のバリアフリー化

■ 現状・実施概要

障害のある人の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するため、日常生活用具給付事業の中で重度視覚障害者への拡大読書器や活字文書読み上げ装置等の給付、聴覚障害者を対象とした情報受信装置の給付等を行っています。

また、視覚障害のある人の情報入手手段確保のため、町ホームページに音声読み上げ機能を搭載したり、聴覚障害のある人のコミュニケーション手段確保のために、手話通訳者派遣事業を行っています。

■ 今後の方向性

引き続き、事業の周知を行い、障害のある人の自立と社会参加の支援に努めます。

⑥ 声の広報／音声サービス【社会福祉協議会事業】

■ 現状・実施概要

文字による情報入手が困難な視覚障害のある人や、寝たきりの人などを対象に、毎月発行される御宿町広報の音声訳の録音媒体を貸し出しています。

■ 今後の方向性

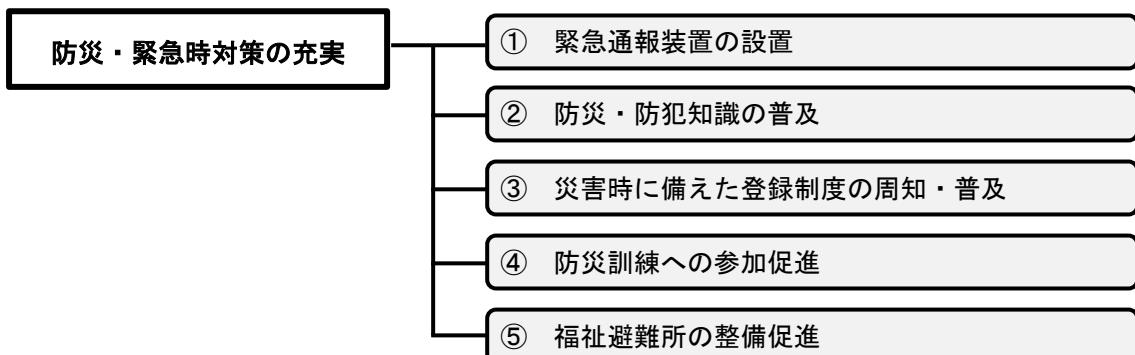
引き続き、社会福祉協議会による事業を実施します。

(3) 防災・緊急時対策の充実

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護のための体制づくりを進めることが重要となります。

今後も、障害のある人への防犯・防災知識の普及をはじめ、緊急通報装置などの情報伝達手段の確保と整備を図り、防犯・防災対策や緊急時対策を推進します。

■ 施策体系



① 緊急通報装置の設置

■ 現状・実施概要

ひとり暮らしの重度身体障害者や高齢者等の緊急時における応急措置をとるため、「緊急通報装置設置要綱」に基づき、緊急通報装置の設置を無償で行っています。

■ 今後の方向性

民生委員^{※32}と連携を取りながら、緊急通報装置の設置について周知に努めます。

図表 緊急通報装置事業実績（重度身障者及び高齢者）

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
利用者数	229	236	230	236	241	259

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

※32 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。

② 防災・防犯知識の普及

■ 現状・実施概要

広報紙やお知らせ版、町ホームページにより、災害への備え、避難所や避難方法等について周知、啓発を行っています。また、防災行政無線のデジタル化に伴い、聴覚障害のある人に配慮した文字表示付きの戸別受信機の設置を開始しました。

■ 今後の方向性

引き続き、広報、お知らせ版、町ホームページなどを活用して、災害への備え、避難所や避難方法について周知、啓発を図るとともに、戸別受信機の普及に努めます。

③ 災害時に備えた登録制度の周知・普及

■ 現状・実施概要

災害時における情報伝達、救助、避難等について地域ぐるみで取組を行うため、障害のある人や高齢者など、災害時要援護者に関する「防災登録制度」（社会福祉協議会事業）について周知・普及を図っています。

また、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するための「災害時避難行動要支援者名簿」の整備と活用に努めています。

「災害時避難行動要支援者名簿」の有効活用のため、住民全体に広報での周知を図るとともに、既登録者及び介護・障害に該当する方に個別に現在の状況確認と、消防、民生委員への情報提供についての意思確認を行いました。

■ 今後の方向性

同様の事業内容である「防災登録制度」の情報を「災害時避難行動要支援者名簿」に統合し、一元管理することとします。名簿の情報は、定期的に異動や本人の状況等を確認し、最新データとしたうえで、本人の同意に基づき消防や民生委員に提供します。

また、引き続き広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

図表 災害時に備えた登録制度の普及実績

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
防災登録制度登録者数	201	213	219	219	228	233
災害時避難行動要支援者 名簿登録者数	345	309	632	562	466	492
個別計画作成者数	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

④ 防災訓練への参加促進

■ 現状・実施概要

防災の日（9月第1日曜日）に行政区と連携して防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っています。訓練は自衛隊や広域消防等との協力のうえ、住民の方が参加しやすいイベント型として実施しました。

■ 今後の方向性

定期的な防災訓練の必要性について周知するとともに、効果的な防災訓練の実施を検討します。

⑤ 福祉避難所の整備促進

■ 現状・実施概要

災害時における避難生活の長期化など、障害者、高齢者等の要配慮者に対応するため、町が福祉避難所に指定している町地域福祉センターについて、日ごろから施設の点検を実施し、必要に応じて補修等を行っています。

■ 今後の方向性

引き続き、利用する際に支障がないよう日ごろからの整備に努めるとともに、避難所内における感染症対策についても検討します。

基本目標5 支援体制の充実

(1) 障害福祉への理解促進

障害のある人もない人もお互いの個性を尊重しながら、支え助け合える共生社会の実現に向けて、「差別や偏見をなくすための福祉活動や広報活動の充実」は重要なこととなります。

今後も広報などによる意識啓発活動や、障害のある人との交流を進めるなど、障害者福祉への理解の促進・普及に努めます。

■ 施策体系



① 福祉教育の推進

■ 現状・実施概要

学校や各種団体との連携を保ちながら、福祉教育を推進し、意識の高揚を図っています。平成30（2018）年度から3年計画で県の指定を受け、町内3校と大多喜高等学校、御宿町社会福祉協議会と連携し、あいさつからはじまる町づくりを行うとともに、ポスターや福祉活動に使う絵はがきを作り活動しています。

■ 今後の方向性

県指定の活動が終了した後の事業継続について、今後検討します。

② 広報紙等による啓発活動

■ 現状・実施概要

障害の特性などについての正しい知識を普及・啓発のため、町の広報紙へ障害福祉制度等について定期的に掲載しています。

■ 今後の方向性

広報やお知らせ版をさらに活用するとともにホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等についても積極的に活用し、正しい知識を普及・啓発に努めます。

③ 「障害者週間」等の意識啓発

■ 現状・実施概要

「障害者週間（12月3～9日）」などの行事やイベントの機会を利用した広報・啓発活動を推進するほか、ポスターやチラシを役場窓口や公共施設に掲示して障害者福祉に関する講座や講演会などの開催について周知を図っています。

■ 今後の方向性

引き続き、行事やイベントの機会を利用した広報・啓発活動に取り組むとともに、チラシやポスターを住民の目につきやすい場所に配置します。

(2) ボランティア活動への支援

障害のある人を対象とした地域のボランティア活動は、施設への訪問や交流活動、手話・朗読・点訳サービス、移送サービスへの協力などが主なものとなっています。

地域住民が主体となる、ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していく必要があります。

■ 施策体系



① ボランティア・NPO団体の育成・支援

■ 現状・実施概要

町社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する啓発やボランティア体験事業を実施するとともに、障害者福祉に携わるボランティア・NPO団体の育成・支援に努めています。

また、地域のニーズと人材資源を結ぶ「ボランティアコーディネーター」については、現在、社会福祉協議会職員が担っている状況です。

■ 今後の方向性

引き続き、障害のある人が主体的に地域と交流することができるよう支援体制を強化します。

また、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアリーダーの育成に努めます。

図表 ボランティアコーディネーター・リーダー人数

単位：(人)

	第3次計画期間					
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ボランティアコーディネーター数	1	1	1	1	1	1
ボランティアリーダー数	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

② 交流活動への支援

■ 現状・実施概要

当事者団体やボランティア団体が主体的に取り組むイベントなどの活動への支援を行い、地域住民と障害のある人の交流・ふれあいを促進します。

■ 今後の方向性

引き続き、障害のある人が主体的に地域と交流することができる場の増加に向けて、支援体制を強化します。

③ 手話奉仕員の養成

■ 現状・実施概要

平成27（2015）年度から夷隅地区2市2町合同で手話奉仕員養成講座を開催しており、聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の確保・充実に努めています。

■ 今後の方向性

引き続き、夷隅地区2市2町合同で手話奉仕員養成講座を開催し、障害のある人のコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。

(3) 障害のある人の権利擁護の推進

一人ひとりの人権が守られ、地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を実現するため、権利行使の際の支援や理解促進、啓発活動に取り組んでいます。

「障害者虐待防止法」では、障害者虐待は障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援のための措置、養護者への支援のための措置等を定め、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的に掲げています。

「成年後見制度利用促進基本計画」については、本計画や「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定し、地域包括支援センターとも連携して取組を進めることで、成年後見制度の活用を促し、計画の効果的な推進に努めます。

■ 施策体系



① 権利行使の支援

■ 現状・実施概要

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が地域で安心して生活を営めるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用を促進します。

■ 今後の方向性

利用申請があった際に迅速に支援を行えるよう体制整備に努めます。

② 障害者虐待防止に関する普及啓発と通報・届出の受理

■ 現状・実施概要

障害者虐待については、未然に防止することが何よりも重要なため、広報紙などを利用して広く周知を行っています。

■ 今後の方向性

引き続き、障害者虐待を未然に防止するために、広報紙等を活用して周知を図ります。

また、障害者虐待通報窓口の設置等を検討するとともに、夷隅圏域で整備を予定している地域生活支援拠点において緊急時の受け入れを実施することにより、速やかに障害者虐待への対応ができる体制づくりに努めます。

③ 早期発見・早期対応と養護者に対する支援

■ 現状・実施概要

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、被虐待者や養護者等への支援を開始することが重要であるため、警察・保健・医療・福祉関係機関等との連携体制を強化し、事実確認や一時保護など迅速適切な対応を行います。

また、養護者からの虐待事案については、関係機関を召集し、迅速に対応できる支援体制を整備しています。

■ 今後の方向性

今後も支援者や養護者による虐待事案が発生した場合に備え、ネットワークの強化に努めるとともに、積極的に障害者虐待防止研修に参加し、支援体制を整備します。

④ 御宿町成年後見制度利用促進基本計画

■ 現状・実施概要

成年後見制度を活用し、知的・精神障害者や認知症高齢者の財産管理だけではなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、御宿町では成年後見制度利用促進法第23条第1項に基づく「御宿町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

計画の推進にあたっては、地域共生社会の実現、権利擁護の推進のため、「障害者計画」や「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に計画を推進します。

■ 今後の方向性

成年後見制度の利用促進のため、地域包括支援センターと連携して取組を進めます。

計画の推進にあたり「基本的な考え方」、「目標とする指針」、「目標達成のための事業」を次のとおり定めます。

■ 「御宿町成年後見制度利用促進基本計画」における基本的な考え方

御宿町に暮らす認知症等により判断能力が十分でない者の権利を守り、安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用について、相談等に応じ、関連する情報を周知することで、利用促進を図るもので

また、関係機関との連携及び後見人等の支援を行い、権利の行使を援助する仕組みづくりをすることを目的とします。

■ 目標とする指針

- 1 成年後見制度の周知を行い、制度利用をすることで判断能力が不十分な者の権利を擁護します。
- 2 意思決定が困難な人への支援の在り方、死後事務の範囲等必要な措置が講じられるよう、必要な検討を行います。
- 3 不正防止を徹底するとともに後見人等の支援を行うことで、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。
- 4 成年後見制度等利用促進に努めます。
- 5 地域における権利擁護の支援体制構築のため、中核支援機関を整備します。
- 6 地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 7 利用者に寄り添った運用ができるよう任意後見制度も含めた利用を促進しメリットが実感できる制度・運用への改善を進めます。

■ 目標達成のための事業実施

制度運用が円滑に行われるよう以下の活動が実施し、中核支援機関の設置に併せて地域ネットワークを構築することで、後見人に対する相談支援や制度を利用する本人やそのとりまく環境を見守る体制を整備します。

- ① 制度の広報・周知活動（周知）
- ② 権利擁護支援が必要な人の発見・支援（発見・利用者支援）
- ③ 後見人等に対する支援（後見人支援）
- ④ 成年後見制度利用促進（利用促進）
- ⑤ 早期相談・早期対応、多様な相談への対応ができる体制整備（体制）
- ⑥ 安心して制度が利用できるための連携整備（連携）
- ⑦ 意思決定支援・身上保護を重視した運用体制の構築（運用）

(白紙)

第3部

第6期障害福祉計画

第1章



第5期計画の振り返り

(中表紙裏 白紙)

第3部 第6期障害福祉計画

第1章 第5期計画の振り返り

1 御宿町第5期障害福祉計画の進捗状況

(1) 第5期障害福祉計画の成果指標の進捗状況

国の指針に基づき設定した第5期障害福祉計画の成果指標に対する進捗状況は以下のとおりです。

成果指標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第5期障害福祉計画策定時の成果指標として、施設入所者の地域生活へ移行する人数が令和2(2020)年度末までに2人、令和2(2020)年度末の施設入所者数が平成28(2016)年度末と比較して1人減少することと設定しています。

令和元(2019)年度末の実績値は、地域生活移行者、入所者減少数ともに0人となっています。

図表 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	指標	実績(見込)
【指標】 入所者数 (入所者数の削減見込数)	10人 (-1)	11人 (±0)
【指標】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数)	2人	0人

単位：(人)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
施設入所者数	10	11	11	11
地域移行者数	0	0	0	0

※施設入所者数は各年度末

資料：「御宿町 保健福祉課」

※令和2(2020)年度の数値は見込み

成果指標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{※33}の構築

令和2(2020)年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を市町村または圏域ごとに整備することとなっており、本町では、令和2(2020)年度末を目途に夷隅地区2市2町で整備を予定しています。

※33 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

成果指標3 地域生活支援拠点等の整備

令和2(2020)年度末までに、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の支援体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または圏域ごとに少なくとも1つ整備することとしています。

本町では、令和2(2020)年度末を目途に夷隅地区2市2町で整備に向けた協議を進めていましたが、整備に至りませんでした。

図表 地域生活支援拠点数

項目	指標	実績(見込)		
【指標】 地域生活支援拠点数	1か所	0か所		
単位：(か所)				
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)		
地域生活支援拠点数	0	0	0	0

※令和2(2020)年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

成果指標4 福祉施設からの一般就労移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和2(2020)年度中に一般就労に移行する人数を1人、就労移行支援事業利用者数を令和2(2020)年度末時点で4人、就労定着支援開始から1年後の就労定着率を80%以上と設定しています。

令和元(2019)年度末時点の実績値は、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数は0人、就労移行支援事業利用者数は1人、就労定着支援の利用実績はありませんでした。

なお、国の指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされていましたが、現在、町内には就労移行支援事業所がないため実績もない状況です。

図表 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する方の人数

項目	指標	実績(見込)		
【指標】 年間一般就労数	1人	0人		
単位：(人)				
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)		
年間一般就労者数	1	0	0	0

※令和2(2020)年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

図表 就労移行支援事業の利用者数等

項目	指標	実績(見込)		
【指標】 就労移行支援事業利用者数	4人	2人		
単位：(人)				
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)		
就労移行支援事業利用者数	2	2	1	2

※令和2(2020)年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」

(2) 障害福祉サービスの利用状況

計画期間における各サービスの利用状況は以下のとおりです。

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるため重要なサービスです。

本町においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護が主な利用となっています。

図表 訪問系サービスの推移

単位：上段（人）／下段（時間）

	第4期			第5期		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
訪問系サービス	10	10	14	21	21	21
	148	182	229	234	843	845
居宅介護	10	9	13	17	17	17
	148	177	224	225	229	230
重度訪問介護	0	0	0	1	1	1
	0	0	0	4	609	610
同行援護	0	1	1	3	3	3
	0	5	5	5	5	5
行動援護	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
重度包括	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練や介助のほか、在宅での介護者のレスパイト^{※34}などに対応するなど、地域での居場所として重要な拠点となるため、安定したサービス提供量の確保が求められます。

本町においては、生活介護、生活訓練、就労継続B型、療養介護、短期入所が主な利用となっています。

図表 日中活動系サービスの推移

単位：上段（人）／下段（日）

	第4期			第5期		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
日中活動系サービス	37	42	45	52	55	55
	638	667	703	766	1,002	1,026
生活介護	21	20	21	23	23	23
	420	383	400	430	450	450
機能訓練	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
生活訓練	0	0	0	1	3	3
	0	0	0	55	26	27
就労移行支援	0	2	2	2	1	1
	0	29	33	20	3	5
就労継続A型	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
就労継続B型	13	16	17	18	20	20
	186	216	233	222	221	220
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
療養介護	1	1	1	1	1	1
	30	30	30	30	31	31
短期入所（福祉型）	2	3	4	7	7	7
	2	9	7	9	19	20
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

※34 介護を担っている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとる「介護者のため」のケアを指す。

③ 居住系サービス

本町では、令和元（2019）年度時点で、グループホームの利用が17人、施設入所支援の利用が11人となっています。

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取組であり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、総合的に取り組む必要があります。

図表 居住系サービスの推移

単位：上段（人）／下段（日）

	第4期			第5期		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
居住系サービス	25	23	23	28	28	31
	718	659	669	733	801	950
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
グループホーム	14	13	13	17	17	20
	395	362	371	410	470	600
施設入所支援	11	10	10	11	11	11
	323	297	298	323	331	350

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

④ 相談支援

本町での相談支援は、計画相談支援の利用が中心となっています。

令和元（2019）年度時点で地域移行支援、地域定着支援の利用はみられませんが、地域への移行、定着が進むにつれて、需要は高まっていくことが考えられるため、関係機関や地域自立支援協議会と連携して、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上に取り組む必要があります。

図表 相談支援の推移

単位：（人）

	第4期			第5期		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
計画相談支援	36	42	56	58	57	60
地域移行支援	0	1	3	1	0	0
地域定着支援	1	1	0	0	0	0

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

(白紙)

第2章

第6期計画の基本方針と成果指標

(中表紙裏 白紙)

第2章 第6期計画の基本方針と成果指標

1 障害福祉サービス提供体制確保の基本方針

本町における、障害福祉サービス提供体制確保の基本方針は次のとおりです

- ① 障害種別に関わらず、障害のある人が希望するサービスを一元的に対応できるよう、訪問系サービスと日中活動系サービスの提供体制の確保を図ります。
- ② 地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤を強化し、障害のある人が地域で生活できる環境づくりを進めます。
- ③ サービス利用者の状況や希望に応じて、継続的な障害福祉サービスを提供するよう、相談支援体制の強化を図ります。

2 令和5（2023）年度の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

成果指標1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5（2023）年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者の18.2%である2人として設定します。

また、施設入所者数については、国の指針では、令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%削減することとしており、本町では1人と設定します。

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元（2019）年度末の入所者数 (A)	11人	令和元（2019）年度末時点の施設入所者数
令和5（2023）年度末の入所者数 (B)	10人	令和5（2023）年度末時点の利用見込み人員
【指標】 削減見込数（A-B） (削減率)	1人 (9.1%)	令和元（2019）年度末の施設入所者数から 1.6%以上削減
【指標】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの 地域生活へ移行する人数) (令和元（2019）年度末入所者数に 対する移行人数割合)	2人 (18.2%)	令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上 を地域生活へ移行 (前回計画の未達成がある場合は、その割合 を追加する。)

成果指標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、国の方針を踏まえ、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和2(2020)年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	1か所	当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和5(2023)年度末までにすべての市町村に体制関係者協議の場を設置
【指標】開催回数	6回	①協議の場の開催回数
【指標】保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	30人	②保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数
【指標】協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	
【指標】精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【指標】精神障害者の地域共同生活援助利用者数	4人	
【指標】精神障害者の自立生活支援利用者数	0人	

③ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする
【指標】精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上1人 65歳未満1人	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を、国が提示する推計式を用いて設定
【指標】精神病床における1年以上長期入院患者数	3か月時点 69% 6か月時点 86% 1年時点 92%	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする

成果指標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本町では、令和2（2020）年度末を目途に夷隅地区2市2町で整備に向けた協議を実施しましたが整備に至らなかったため、本計画期間に持ち越すこととします。

今後は、引き続き地域の状況を把握したうえで、機能の充実に努め、年1回以上、地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討することとします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5（2023）年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする
【指標】 運用状況の検証・検討	年1回以上	

成果指標4 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努め、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元（2019）年度の一般就労移行者数	0人	令和元（2019）年度に一般就労した者の数
【指標】 令和5（2023）年度末の一般就労移行者数	1人	令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度実績の1.27倍以上

② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元（2019）年度末の就労移行支援事業の利用者数	1人	令和元（2019）年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【指標】 令和5（2023）年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人	令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度実績の1.3倍以上

③ 就労継続支援事業による一般就労への移行

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和5（2023）年度末の就労継続支援事業の利用者数	A型 1人 B型 1人	就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 令和5（2023）年度末の就労定着支援事業利用者数	2人	令和5（2023）年度末において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上
【指標】 令和5（2023）年度末の就労定着率8割以上の事業所数	70%	令和5（2023）年度末までに全体の7割以上とすること

成果指標5 相談支援体制の充実・強化等

本町において、相談体支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 総合的・専門的な相談支援の実施	実施	
【指標】 専門的な指導・助言件数	7件	令和5（2023）年度末までに、各市町村または各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする
【指標】 人材育成の支援件数	7件	
【指標】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	

成果指標6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本町職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

また、令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 サービスの質の向上を図るための体制	有	
【指標】 障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	2人	令和5（2023）年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	
【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	年1回	

(白紙)

第3章

障害福祉サービスの見込量と 確保の方策

(中表紙裏 白紙)

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

1 サービス提供体制整備の基本的な考え方

本町では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、アンケート調査の結果などから見えてくる新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

■障害福祉サービスの分類

介護給付	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	(1) 生活介護
		(2) 療養介護
		(3) 短期入所（ショートステイ）
訓練等給付費	施設系サービス	(1) 施設入所支援
	居住支援系サービス	(1) 共同生活援助（グループホーム） (2) 自立生活援助
訓練等給付費	訓練系・就労系サービス	(1) 自立訓練（機能訓練） (2) 自立訓練（生活訓練） (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援（A型） (5) 就労継続支援（B型） (6) 就労定着支援
		(1) 計画相談支援 (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援
		(1) 補装具費の給付・貸与 (2) 自立支援医療費の給付
		(3) 地域定着支援
		(1) 補装具費の給付・貸与 (2) 自立支援医療費の給付
		(3) 地域定着支援

2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

身体、知的、精神の障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（介護給付費）

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出のときの移動中の介護などを総合的に行います。（介護給付費）

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人や障害のある児童に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。（介護給付費）

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護を行います。（介護給付費）

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に対する居宅介護や、その他のサービスを包括的に行います。（介護給付費）。

《訪問系サービスの利用見込みと確保策》

これまで居宅介護を中心に利用されています。今後も居宅介護の利用を中心とする利用者、利用時間の増加を見込みます。

現在、サービスを提供している事業所、介護保険事業所や新たな事業所に対して必要な情報提供を図るなど、事業所の確保に努めます。

また、サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	人	21	21	21	26	31	36
重度訪問介護							
同行援護	時間	234	843	845	880	912	942
行動援護							
重度障害者等包括支援							

（単位は1か月あたりの平均利用時間、実利用人数）

※令和2（2020）年度は見込み

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、障害者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。（介護給付費）

《生活介護の利用見込みと確保策》

これまでの利用者は23人です。今後は高齢化や家庭環境が変化することなどを踏まえ、利用者は同程度、利用日数は増加することを見込みます。

引き続き、町内事業所、夷隅地区2市2町と連携し、ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	人	23	23	23	24	25	25
	時間	430	450	450	467	484	482

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。（介護給付費）

《療養介護の利用見込みと確保策》

これまでの利用者は1人で推移しており、今後も同程度の利用を見込んでいます。

引き続き、町内事業所、夷隅地区2市2町と連携し、ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
療養介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	30	31	31	32	32	32

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

③ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。（介護給付費）

《短期入所（ショートステイ）の利用見込みと確保策》

福祉型の1人あたりの利用日数は9~20日、医療型の利用はありませんでした。

短期入所（ショートステイ）は、介助者の健康状態などによる緊急時のサービスや、介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能（介助者の負担軽減）となるサービスとして、また、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案して利用者、利用日数の増加を見込みます。

引き続き、町内事業所、夷隅地区2市2町と連携し、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所（福祉型）	人	7	7	7	10	14	18
	人日	9	19	20	35	63	104
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

（3）施設系サービス

① 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。（介護給付費）

《施設入所支援の利用見込みと確保策》

利用者は11人と横ばいで推移しています。今後は施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案して利用者を見込みます。

引き続き、夷隅地区2市2町と連携して事業所の確保に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
施設入所支援	人	11	11	11	11	11	10

（単位は1か月あたりの実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

(4) 居住支援系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間や休日に相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。（訓練等給付）

《共同生活援助（グループホーム）の利用見込みと確保策》

令和2（2020）年度の利用者は20人となっており、今後も同程度の利用を見込んでいます。

地域生活への移行を進めるために必要となるため、地域での理解を深めながら整備を進め、引き続き生活の場の確保に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
共同生活援助 (グループホーム)	人	17	17	20	20	20	20

（単位は1か月あたりの実利用人数）

※令和2（2020）年度は見込み

② 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしを希望する方に対して、定期的な訪問等を行い、助言や生活状況の確認をし、必要に応じて医療機関等との連絡調整を行います。（訓練等給付）

《自立生活援助の利用見込みと確保策》

これまでの利用実績から利用者は見込みませんが、情報提供を行うとともに、利用の希望があった場合にサービス提供ができるよう、事業所の確保に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの実利用人数）

※令和2（2020）年度は見込み

(5) 訓練系・就労系サービス

① 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付費）

機能訓練では、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

《自立訓練（機能訓練）の利用見込みと確保策》

これまでの利用実績から利用者は見込みませんが、利用の希望があった場合にサービス提供ができるよう、町内事業所や夷隅地区2市2町と連携して事業所の確保とともに、情報提供に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

② 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付費）

生活訓練では、自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営むうえでの必要な訓練を行います。

《自立訓練（生活訓練）の利用見込みと確保策》

これまでの利用者は1～3人です。今後も、これまでと同程度を見込んでおり、引き続き、町内事業所や夷隅地区2市2町と連携してサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立訓練（生活訓練）	人	1	3	3	3	3	3
	人日	55	26	27	27	27	27

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。（訓練等給付費）

《就労移行支援の利用見込みと確保策》

これまでの利用者は1～2人です。今後は、利用者の意向を踏まえるとともに国の方針も勘案して見込んでおり、引き続き、町内事業所や夷隅地区2市2町と連携してサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就労移行支援	人	2	1	1	1	1	2
	人日	20	3	5	2	2	4

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

④ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付費）

A型では、利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労継続支援（A型）の利用見込みと確保策》

これまでの利用意向を踏まえつつ国の方針も勘案して見込んでおり、サービスの円滑な提供ができるよう、町内事業所や夷隅地区2市2町と連携して事業所の確保に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就労継続支援（A型）	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	20

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付費）

B型では、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を確保し、雇用への移行に向けた支援を行います。

《就労継続支援（B型）の利用見込みと確保策》

これまでの利用者は18～20人です。

今後は、特別支援学校の卒業生、高い就労意欲を持つ方などの利用が想定されること、また、國の方針等を踏まえ利用者、利用日数の増加を見込みます。

今後も町内事業所や夷隅地区2市2町と連携し、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就労継続支援（B型）	人	18	20	20	23	25	28
	人日	222	221	220	239	243	255

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労された方の就労に関する問題を解決するため、必要に応じ企業や関係機関と連絡調整を行います。

《就労定着支援の利用見込みと確保策》

これまでの利用意向を踏まえつつ國の方針も勘案して見込みます。

引き続き、サービス対象となる一般就労に移行する障害のある人の早期実現に努め、利用希望に沿ったサービス提供ができるよう、夷隅地区2市2町とも連携して事業所の確保に努めます。

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	2
	人日	0	0	0	0	0	20

（単位は1か月あたりの実利用人数） ※令和2（2020）年度は見込み

(6) 相談支援

障害のある人などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害のある人の自立した生活を支え、抱えている問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするためのサービス利用計画作成を行います。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う地域移行支援と地域移行された方が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う地域定着支援を実施します。

《相談支援サービスの利用見込みと確保策》

利用者は計画相談支援が月57～60人、地域移行支援が1人です。

今後は障害福祉サービスの利用希望の増加に伴い、計画相談支援（サービス利用計画作成）の増加を見込みます。また、国の施策の動向から地域移行支援についても利用者の増加を見込みます。

今後もサービス利用や地域移行の希望を的確に把握しながら、夷隅地区2市2町とも引き続き連携し、計画的なサービスの提供に努めます。

また、サービス事業所で働く人材の確保、相談支援専門員の資質向上、質の高いサービス提供への支援に取り組みます

サービス	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人	58	57	60	64	72	83
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	3
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和2(2020)年度は見込み

(7) その他サービス

その他サービスには補装具費の支給と自立支援医療費の支給、療養介護医療費の支給の3つのサービスがあります。

補装具費の支給は、補装具身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものの購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

自立支援医療費の支給は、育成医療（障害のある児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障害のある人が更生するために必要な医療）、精神障害者通院医療費（精神障害のある人が受ける医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療であり、引き続き制度の周知、利用促進に努めます。

療養介護医療費の支給は、医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障害のある人が医療施設からサービス療養介護を受けた際に、それに要した医療費の支給を行います。

《その他サービスの利用見込みと確保策》

それぞれの支給については、利用者からの申請を受けて給付・助成を行ってきました。

今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付・助成を実施します。（自立支援医療費のうち、精神通院医療の給付は県が実施）

第4章

地域生活支援事業の見込量と 確保の方策

(中表紙裏 白紙)

第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1 地域生活支援事業の種類

障害者総合支援法では、障害福祉サービスのほかに、地域生活支援事業を定めています。この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に分類されます。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策 1 サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です。

■地域生活支援事業の種類

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 訪問入浴サービス事業 (2) 日中一時支援事業 (3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

《本町の取組》

障害のある人への理解の普及啓発につながる施策の検討と支援の充実を図ります。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2（2020）年度は見込み

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

《本町の取組》

地域で生活する障害のある人とその家族が抱える課題への対応を念頭におき、取り組みます。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自発的活動支援事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2（2020）年度は見込み

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

また、住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

《本町の取組》

- ・ 様々な相談に応じて必要な情報の提供や助言が行えるよう相談支援体制の整備を図ります。
- ・ 基幹相談支援センターの設置については、圏域内で協議を重ねながら、体制整備に努めます。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
(基幹相談支援センター設置)	設置の有無	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	0	0	0	0	0	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2(2020)年度は見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

《本町の取組》

成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人の把握に努めます。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

※令和2（2020）年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

《本町の取組》

引き続き、法人後見活動を支援します。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2（2020）年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図るために支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

《本町の取組》

サービスが必要な人が適切に利用できるよう、事業を実施し、サービスの内容等について広く周知していきます。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者派遣事業	人	1	1	1	1	1	1
	件	6	5	5	5	5	5
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
	件	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。

《本町の取組》

日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害のある方一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付を行います。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護訓練支援用品	件	0	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	4	3	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	0	2	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	2	13	13	13	13
排泄管理支援用具	人	21	23	25	25	26	27
住宅改修費	件	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

《本町の取組》

奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者や要約筆記者の人材の育成に努めます。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業	人	2	2	2	2	2	2

※令和2(2020)年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

《本町の取組》

事業所の確保や適切なサービスの提供に努め、障害のある人の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、支援を継続します。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	か所	7	7	5	5	5	5
	時間	287	164	200	200	200	200
	人	6	8	7	7	7	7

※令和2(2020)年度は見込み

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害のある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

[基礎的事業] 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を行う。

[Ⅰ型] 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

[Ⅱ型] 機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

[Ⅲ型] 運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。
(このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定)

《本町の取組》

地域活動支援センター事業について、引き続き委託事業として取り組みます。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基礎的事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人	34	26	30	27	28	29
Ⅰ型	か所	1	1	1	1	1	1
	人	4	10	10	11	11	11
Ⅱ型	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
Ⅲ型	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み

3 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(2) 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害のある人が自動車運転免許の取得または自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

《本町の取組》

サービス内容が低下しないよう、質の向上や事業者の確保に努めるとともに、新規サービス提供事業者の参入を促進します。

事業	単位	第5期実績			第6期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス事業	実施か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	実施か所	10	11	11	11	11	11
	人/年	19	18	16	19	20	21
自動車免許取得・改造助成事業	人/年	0	1	1	1	1	1

※令和2(2020)年度は見込み

第4部

第2期障害児福祉計画

第1章

第1期計画の振り返り

(中表紙裏 白紙)

第4部 第2期障害児福祉計画

第1章 第1期計画の振り返り

1 御宿町第1期障害児福祉計画の進捗状況

(1) 第1期障害児福祉計画の成果指標の進捗状況

国の指針に基づき設定した第1期障害児福祉計画の成果指標に対する進捗状況は以下のとおりです。

成果指標 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター、医療的ケア児^{※35}が適切な支援を受けられるための協議の場について、現在、本町には設置ができておらず、夷隅地区2市2町において協議を続けているところです。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、重症心身障害児を一律に除外するものではありませんが、障害の状況や人員の関係で受け入れができない場合もある状況です。

なお、保育所等訪問支援については、圏域内に利用できる事業所を確保し、支援を実施しています。

※35 病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする児童。

(2) 障害児福祉サービスの利用状況

第1期計画期間における各サービスの利用状況は以下のとおりです。

① 障害児通所支援

本町での障害児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が主に利用されています。

今後も、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤を整備、確保する必要があります。

図表 障害児通所支援の推移

単位：上段（人）／下段（日）

				第1期		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
児童発達支援	4	6	4	3	1	1
	14	20	17	10	2	10
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	5	8	10	11	9	10
	33	50	65	80	66	60
保育所等訪問支援	6	4	0	0	2	2
	1	1	0	0	3	3

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

② 障害児相談支援

本町での障害児相談支援の利用は、令和元（2019）年度時点では11人の利用があります。

図表 障害児相談支援の推移

単位：（人）

				第1期		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障害児相談支援	7	12	12	14	11	7

※令和2（2020）年度の数値は見込み

資料：「御宿町 保健福祉課」各年度の月平均値

第2章

第2期計画の基本方針と成果指標

(中表紙裏 白紙)

第2章 第2期計画の基本方針と成果指標

1 障害児支援の提供体制確保の基本方針

本町における、障害児支援の提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① 障害児支援を行うにあたり、障害のある児童本人の最善の利益^{※36}を考慮し、健やかな育ちを支援します。
- ② 障害の可能性を把握した段階から、障害のある児童本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
また、医療的ケアが必要な障害のある児童に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- ③ 障害のある児童のライフステージ^{※37}に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ④ あらゆる活動や交流を通じて、障害のある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障害児支援を通して共生社会を形成します。

2 令和5（2023）年度の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

成果指標 障害児支援の提供体制の充実

① 児童発達支援センターの設置

国の方針は、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することとなっています。

夷隅地区2市2町において協議を重ね、令和5（2023）年度までの設置を目指します。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

※36 「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもに関わりのあることを行う時、子どもにとって何が最も良いことを考え、子どもの利益が最優先されなければならないという考え方。

※37 人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の方針は、令和5（2023）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっており、本町では令和2（2020）年度現在、すでに圏域内で1か所設置されています。引き続き、現行の体制を維持します。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の方針は、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっています。本町では、引き続き夷隅地区2市2町において、事業所確保に向けて検討をします。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	2か所	令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、夷隅地区2市2町においてにおいて、協議の場の検討を含め、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5（2023）年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。
【指標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	

第3章

障害児福祉サービス等の見込量と 確保の方策

(中表紙裏 白紙)

第3章 障害児福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 障害児福祉サービスの事業分類

児童福祉法に基づき、市町村で実施する障害児支援事業は下表のとおりです。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3部第6期障害福祉計画 第3章障害福祉サービスの見込量と確保の方策 1サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です

■障害児福祉サービスの事業分類

障害児通所支援等	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
障害児相談支援	障害児支援利用援助

2 障害児通所支援等

児童発達支援は、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援と治療を行うものです。

放課後等デイサービスは、就学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

保育所等訪問支援は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

《本町の取組》

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の円滑な利用に向けて、自立支援協議会など関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量に対応した提供体制の確保に努めます。

サービス	単位	第1期実績			第2期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	人	3	1	1	1	1	1
	人日	10	2	10	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	回	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	11	9	10	10	10	10
	人日	80	66	60	60	60	60
保育所等訪問支援	人	0	2	2	2	2	2
	回	0	3	3	3	3	3

3 障害児相談支援

障害児通所施設の利用にかかる内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

《本町の取組》

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量に対応した提供体制の確保に努めます。

サービス	単位	第1期実績			第2期計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	人/月	14	11	7	7	7	7

第5部

計画の推進にあたって

第1章

計画の推進体制

(中表紙裏 白紙)

第5部 計画の推進にあたって

第1章 計画の円滑な推進の方策

本計画の推進にあたり、国が示す基本指針、直近の障害福祉施策の動向、本町の状況等を踏まえ、以下の点に留意しながら取り組みます。

1 福祉施策の推進

(1) 地域共生社会の実現

障害のあるなしに関わらず、地域の人々が互いの個性を尊重しながら、住み慣れた土地で安全・安心に住み続けることができる社会の実現に向けて、地域に住む一人ひとりが主体的に地域づくりに取り組むとともに、地域で包括的な支援体制の構築に努めます。

また、障害のある人自身の決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスの受給や障害のある人の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制について検討を進めます。

(2) 権利擁護・理解の促進

障害等に対する社会的障壁を取り除くため、住民の理解促進や啓発活動に取り組みつつ、地域全体で支援する体制構築のため、ボランティア等の関係団体や交流活動への支援を図ります。

また、障害のある人への虐待の未然防止や人権を守るため、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図るとともに、支援体制を整備・強化し、権利擁護のための取組を推進します。

(3) 社会参加等の促進

東京オリンピック・パラリンピックの開催や各種大会、イベント、サークル活動等をきっかけとして、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、主体的に活動しているサークル等を支援します。

(4) サービス提供における人材の確保・質の向上

障害福祉サービス等を担う人材の確保に向けて、他業種など人材の新規参入の促進を図るとともに、サービスの質の向上のため、研修の実施や多職種間の連携強化等、県や近隣市町、事業所等と連携して取り組むことが重要となります。

また、利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図るとともに、正確・公平な認定と障害者のニーズに応じたサービスの支給決定に努めます。

(5) 障害児等が円滑に教育・保育等を利用できる環境整備

障害のある児童の地域社会への参加やインクルーシブ教育^{※38}を計画的に推進するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の利用ニーズの把握に努め、教育委員会や学校等と連携の上、十分な保育、教育等の支援を受けることができるよう施策の推進に努めます。

(6) 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム^{※39}、ペアレントトレーニング^{※40}の導入や、ペアレントメンター^{※41}の養成、ピアサポート^{※42}の推進及び青年期の居場所作り等について検討し、発達障害者（児）及びその家族に対する支援体制の構築に努めます。

※38 障害の有無にかかわらず誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶことを指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方。

※39 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

※40 保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

※41 自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

※42 障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポートー」という。

2 サービス提供体制

(1) 地域自立支援協議会との連携

「夷隅地区自立支援協議会」において、支援体制に関することや個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題について共有し、課題解決の方策等についての協議を積極的に行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害者等に関する施策や計画の推進に努めます。

(2) サービス提供事業所との連携

サービスの提供にあたっては、障害のある人やその家族の状況等を踏まえ、本町におけるサービスの質の向上と安定した供給に向けて、必要なニーズの把握に努めるとともに、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携して必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

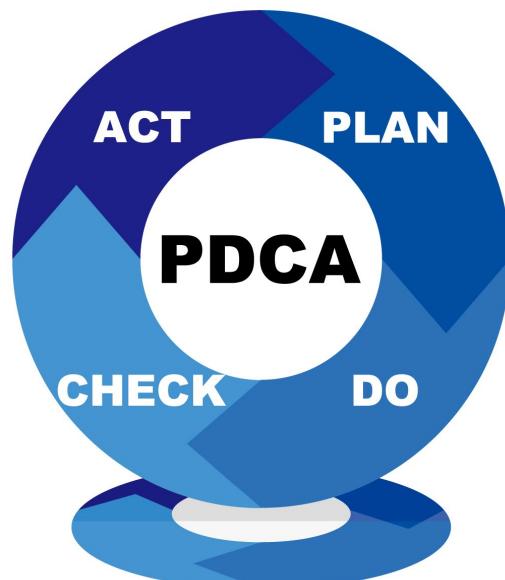
(3) 県、関係機関等との連携

障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、県や近隣市町村、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することにより着実な計画の推進に努めます。

3 進捗管理

計画をより具体的なものとし、計画の実施がその目的に照らして有効であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

自立支援協議会や関連機関にも隨時意見を求めながら、「計画（Plan）」、「行動（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させ、進捗状況の確認、評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



(白紙)

資料編



(中表紙裏 白紙)

資料編

御宿町障害者計画等策定委員会設置要綱

●●●

策定経過、委員会設置要綱、委員名簿等を掲載する予定です。